

海部医療圏医療救護活動計画

(案)

平成28年1月

計画の概要

目 的

この計画は、南海トラフ巨大地震等により甚大な被害が発生することを想定し、海部医療圏域の地域の実情に応じた活動方針を明確にし、関係機関が共有することで、地域における災害対応力を強固なものとし、住民の生命と健康を守ることを目的とする。

内 容

1 大規模災害時における対応	(1) 津島保健所の役割 (2) 地域災害医療コーディネーターの役割 (3) 市町村の役割 (4) 関係団体等の役割
2 医療機関・医療救護所の役割	(1) 災害拠点病院（厚生連海南病院・津島市民病院） (2) 公的病院（あま市民病院） (3) 協力病院 (4) 専門医療機関 (5) その他の病院・診療所 (6) 医療救護所
3 情報の収集と共有体制	(1) 平時からの情報伝達手段の確保 (2) 情報の収集と共有体制
4 医療救護チームについて	(1) DMATの活動 (2) 医療救護チーム（DMAT・DPATを除く） (3) 災害派遣精神医療チーム（DPAT） (4) 地域災害医療対策会議における医療救護チームとの連携
5 医薬品等の確保体制	(1) 各機関の役割 (2) 血液製剤の確保
6 傷病者等の搬送体制	(1) 海部医療圏域内の医療搬送 (2) 圏域外への医療搬送
7 公衆衛生対策	(1) 保健師活動 (2) 心のケア活動 (3) 口腔ケア支援 (4) 栄養・食生活支援 (5) 避難所等の生活環境管理
8 災害時要配慮者対策	(1) 医療機器等による医療を必要とする患者への対応 (2) 慢性疾患患者・難病患者・障害者等
9 検視検案体制	(1) 主な機関の役割 (2) 遺体の捜索・搬送 (3) 遺体の収容及び一時保存 (4) 遺族への配慮

資料・様式集

1 大規模災害時における対応

(1) 津島保健所の役割

災害発生により、海部医療圏内の医療に関する調整が必要となった場合に「津島保健所地域災害医療対策会議（以下地域災害医療対策会議という。）」を設置し、市町村圏域を超えた2次医療圏内における医療に関する調整を行い、医療救護活動の円滑な実施を図る。

また、災害直後から活動を行うDMATから、円滑に医療に関する調整機能の移行を受けるとともに、災害の長期化に備えて、公衆衛生対策への円滑な移行を図る。

ア 地域災害医療対策会議の設置

津島保健所は、海部医療圏内において、震度6弱以上の地震が発生した場合、若しくは、災害が発生して海部医療圏としての医療に関する調整が必要となった場合に、地域災害医療対策会議を設置し、海部医療圏内の医療に関する調整を行い、医療の確保に努める。

地域災害医療対策会議の設置場所は津島保健所とする。但し、保健所庁舎が被災又はライフライン途絶等により使用困難となった場合は、関係機関と調整の上、愛知県尾張県民事務所海部県民センター（海部総合庁舎）内等、他の設置可能場所に変更する。

○地域災害医療対策会議の所管事務

- ・海部医療圏内における医療資源の配置調整及び患者搬送調整に関すること
- ・海部医療圏内の医療機関及び市町村の医療支援に関すること
- ・災害医療調整本部に対する医療支援の要請に関すること
- ・DMAT活動拠点本部との連携に関すること
- ・その他、上記に必要な情報の収集・分析、調整に関すること

○平時からの備え

地域災害医療対策会議が担う調整機能、運営体制等について、津島保健所地域災害医療部会で検討する。

※津島保健所地域災害医療対策会議設置要領（資料-1）

※津島保健所地域災害医療対策会議アクションカード（資料-3）

イ 公衆衛生対策

災害直後から中長期以降の公衆衛生対策に備え、下記に関する円滑な移行を図る。

- 保健師活動
- 心のケア活動
- 口腔ケア支援
- 栄養・食生活支援
- 避難所等の生活環境管理

※詳細については、「7 公衆衛生対策」に記載。

(2) 地域災害医療コーディネーターの役割

地域災害医療対策会議において、市町村の区域を越えた調整が必要な医療チームの配置調整、患者搬送及び収容先医療機関の確保等に関して、必要な情報の収集を行うとともに、

医療ニーズや医療資源の状況を把握・分析し、専門的な助言や調整を行う。

(3) 市町村の役割

市町村は、必要に応じて医療救護所を設置し、地区医師会（津島市医師会、海部医師会）、地区歯科医師会（津島市歯科医師会、海部歯科医師会）、津島海部薬剤師会に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努める。

また、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努め、地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告し、関係機関との情報の共有を図る。管内の医療提供体制が不足している場合には、医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

さらに、中長期以降の公衆衛生対策に向けて、人員や物資の確保、活動に必要な情報の収集等を行い、円滑な移行を図る。

(4) 関係団体等の役割

ア 医師会の役割

津島市医師会及び海部医師会は、会員の安否を確認するとともに、医療機関の被災状況や稼働状況の把握に努める。医療救護を実施する必要があるときは、「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、市町村からの要請に応じ医療救護班を編成し、速やかに救護所等に派遣する。医療救護班は、市町村が指定する場所において医療救護活動を実施する。

また、地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療提供についての情報の共有を図る。

イ 歯科医師会の役割

津島市歯科医師会及び海部歯科医師会は、会員の安否を確認するとともに、医療機関の被災状況や稼働状況の把握に努める。医療救護を実施する必要があるときは、「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、市町村からの要請に応じ歯科医療救護班を編成し、速やかに救護所等に派遣する。歯科医療救護班は、市町村が指定する場所において歯科医療救護活動を実施する。

また、地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療提供についての情報の共有を図る。

ウ 薬剤師会の役割

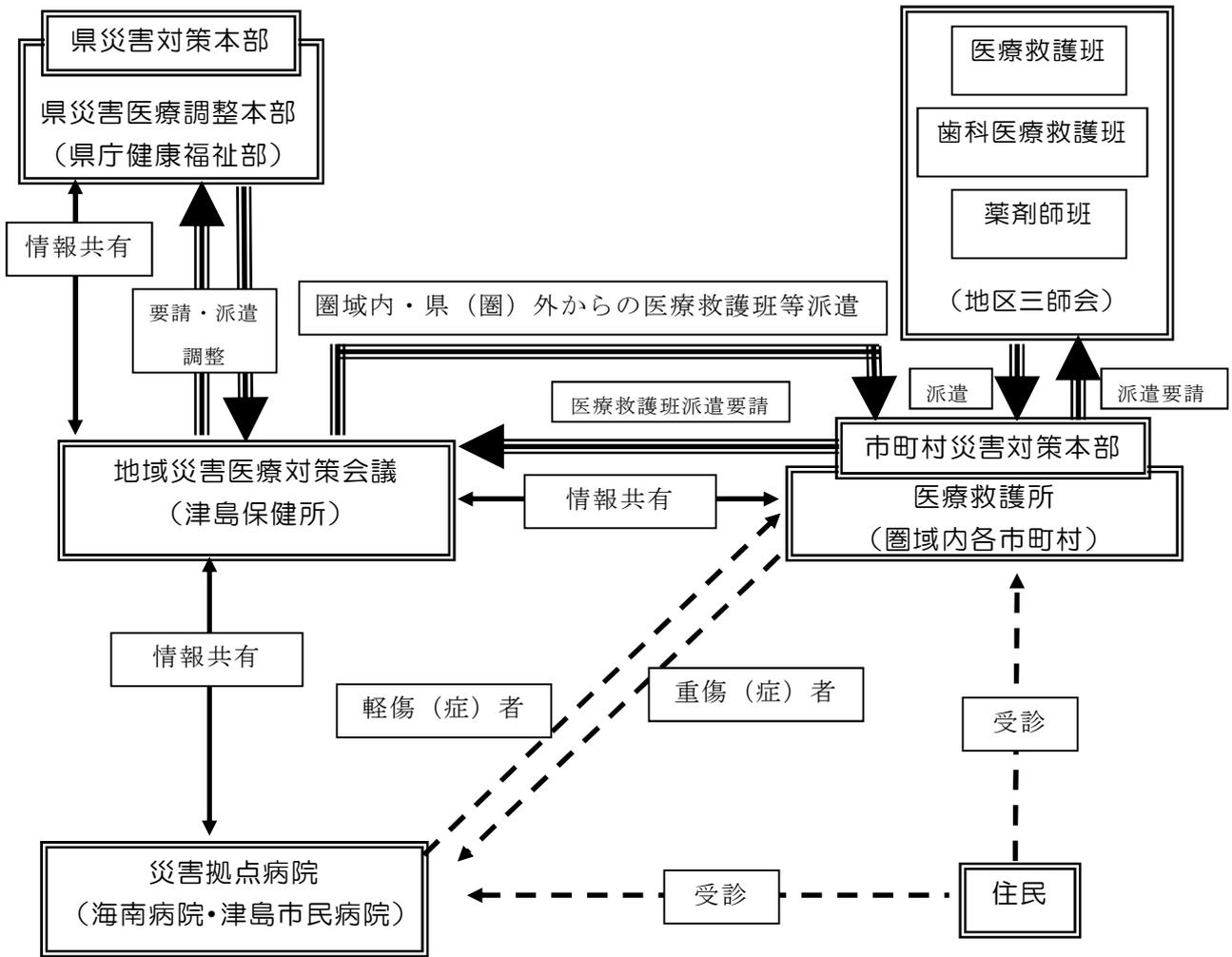
津島海部薬剤師会は、会員の安否を確認するとともに、薬局の被災状況や稼働状況の把握に努める。医療救護を実施する必要があるときは、「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、市町村からの要請に応じ薬剤師班を編成し、速やかに救護所等に派遣する。薬剤師班は、市町村が指定する場所において医薬品の在庫管理、服薬指導等を行う。

また、地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療提供についての情報の共有を図る。

エ 地区看護協会の役割

地区看護協会は、地域災害医療対策会議から参画の要請があった場合には、職員を派遣し管内の医療提供についての情報共有を図り、必要に応じて看護師等の派遣調整に協力する。

図1 大規模災害時における医療提供体制イメージ図（急性期及び急性期以降）



<イメージ図の説明>

- 1 地区三師会は、大規模災害時に市町村に設置される医療救護所に医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班を派遣し、そこで、医療救護、歯科医療救護、薬品の提供を行う。
（「災害時の医療救護に関する協定書」平成24年7月締結）
- 2 災害拠点病院を受診した傷病者が軽傷（症）者の場合は、医療救護所を紹介する。また、医療救護所を受診し、そこで対応できない重傷（症）者については、災害拠点病院へ搬送する。なお、住民には、平時より医療救護所の設置についての普及啓発を行う。
- 3 地域の医療救護所が軽傷（症）者の対応をすることで、災害拠点病院の本来の機能である重傷（症）者への対応力を確保する。
- 4 地域災害医療対策会議（保健所）は、地域の医療ニーズを把握するため、市町村が設置する医療救護所と連携を図る。地域での医療提供が不足すると判断された場合は、県災害医療調整本部に医療救護班等の派遣を要請し、医療救護班等の派遣調整を行う。

2 医療機関・医療救護所の役割

大規模災害時には、多くの傷病者が発生することから、医療機関をその機能に応じて役割を分担することにより、円滑な医療提供体制を目指す。

(1) 災害拠点病院（厚生連海南病院・津島市民病院）

- 重症者の受入・治療
- 広域医療搬送機能・地域医療搬送機能
- 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）入力による情報共有

(2) 公的病院（あま市民病院）

- 重・中等症者の受入・治療
- 地域医療搬送機能
- 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）入力による情報共有

(3) 協力病院

- 軽・中症者の受入・治療
- 地域医療搬送機能
- 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）入力による情報共有

(4) 専門医療機関

- 透析患者の治療
- 精神疾患患者の受入
- 認知症患者の受入
- 小児・周産期医療患者の受入

(5) その他の病院・診療所

- 軽症者の受入・治療
- 慢性疾患患者への対応

※管内病院・透析医療機関・分娩実施医療機関・有床診療所一覧（資料－36～37）

(6) 医療救護所

市町村は、管内の医療機関の被災により、必要な医療を提供できないとき及び医療機関における診療能力を超える傷病者が発生したとき若しくはそのおそれがあるときは、市町村の設置基準により医療救護所を設置する。医療救護所を設置した場合は、住民に周知し、災害拠点病院等への患者の集中防止を図る。また、地域災害医療対策会議を通じて県災害調整本部へ報告する。

ア 発災直後の主な役割

- 地域の傷病者等の応急処置

- 傷病者のトリアージ
- 軽症者への医療提供
- 地域医療搬送

イ 概ね3日目以降の役割

- 慢性疾患患者対応
- 薬剤管理
- 避難所等への巡回診療拠点

ウ 廃止の目安

管内の医療機関において必要な医療を提供できると判断されるときに地域の実情に応じて、医療救護所を廃止する。

【各市町村の医療救護所開設予定場所】 (平成28年1月現在)

津島市	神守小学校	津島市神守町中町13
	東小学校	津島市立込町1丁目17
愛西市	佐織保健センター	愛西市小津町観音堂27
	佐屋保健センター	愛西市稲葉町米野225番地1
弥富市	弥富市総合社会教育センター	弥富市前ヶ須町野方802-2
あま市	甚目寺保健センター	あま市西今宿馬洗46
	美和保健センター	あま市花正中之割2
	七宝保健センター	あま市七宝町桂弥勒28
大治町	健康館すこやかおおはる	大治町大字砂子字西河原14-3
蟹江町	蟹江町保健センター	蟹江町西之森7-65
飛島村	飛島村すこやかセンター	飛島村大字松之郷3-46-1

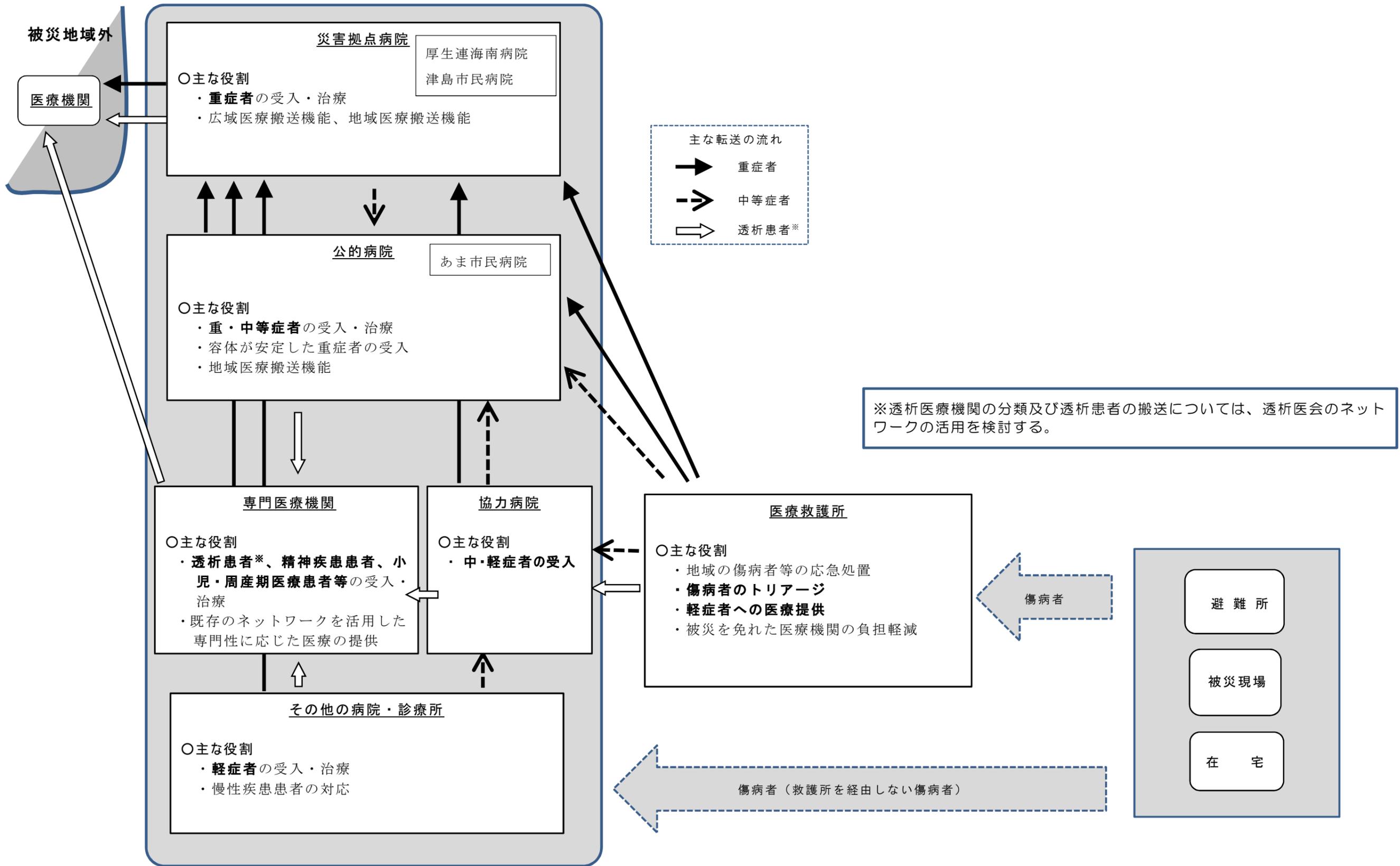


図2 災害時における医療機関・医療救護所の役割分担について

3 情報の収集と共有体制

大規模災害発災時は、関係機関においては、広域災害・救急医療情報システム（以下EMISという）、県高度情報通信ネットワーク、衛星電話、災害時優先電話等、使用可能なあらゆる手段を使って被災状況等の把握や共有を図るものとする。

（１）平時からの情報伝達手段の確保

平時より、地域災害医療部会事務局（保健所）、災害拠点病院、市町村、その他の医療関係機関や医療施設においては、衛星電話を含む複数の通信手段の確保を図ることとする。

また、訓練等によりその取扱い方法等の習得に努める。

（２）情報の収集と共有体制

ア 地域災害医療対策会議

津島保健所地域災害医療対策会議アクションカード（以下ACカードという）。（資料ー3）の手順に沿って地域災害医療対策会議を設置する。圏内の医療機関等の被災及び稼働状況の把握に努め、EMIS及び地域災害医療対策会議の各様式等（以下会議様式という）により情報の集約を行う。収集した情報は、管内関係機関へ提供し、共有するとともに県災害医療調整本部へ報告する。必要に応じてEMISへの代行入力を行なう。

また、適宜、DMAT活動拠点本部とも情報共有を行う。

イ 市町村

管内の被災状況の把握に努め、避難所・医療救護所の開設状況とともに県防災情報システムにより報告する。また、医療救護所の受診者の状況、医療救護班の活動状況、避難所避難者の状況について、地域災害医療対策会議へ報告する（会議様式6、7）。

管内の医療機関の被災状況及び稼働状況等を把握した場合についても報告する（会議様式8）。

被害が甚大で、地域災害医療対策会議が立ち上がっていない場合は、県災害医療調整本部へ報告する。

ウ 地区三師会

医療救護所等の設置等に関して、市町村と情報共有を図る。平時から有効な連絡体制を検討し、医療救護活動の円滑な実施を目指す。

また、地域災害医療対策会議へ参画し、情報共有を図る。

エ EMIS加入病院

病院の被災状況・病院機能の有無、患者受入の可否、支援の要否とその内容についての入力を行う。入力ができない時は、会議様式5により地域災害医療対策会議へ報告する。

オ 専門医療機関・有床診療所等

医療機関の被災状況・診療機能の有無、患者受入の可否、支援の要否とその内容について、地域災害医療対策会議へ報告する（会議様式5）。

カ 消防本部

地域災害医療対策会議へ参画し、管内の被災状況、医療機関の状況について、情報共有

を図る。また、活動の中で得た医療調整に有用な情報について、地域災害医療対策会議へ適宜、情報提供を行なう。

キ 地域災害医療コーディネーター、DMAT活動拠点本部

地域災害医療対策会議と連携し、適宜、情報共有を図る。

ク 県災害医療調整本部

地域災害医療対策会議で把握した情報について報告を受けるとともに、県災害調整本部で把握した全県的な情報等について提供する。

※津島保健所地域災害医療対策会議関係機関連絡先一覧（資料－31～35）

表1【情報を収集する関係機関とその内容】

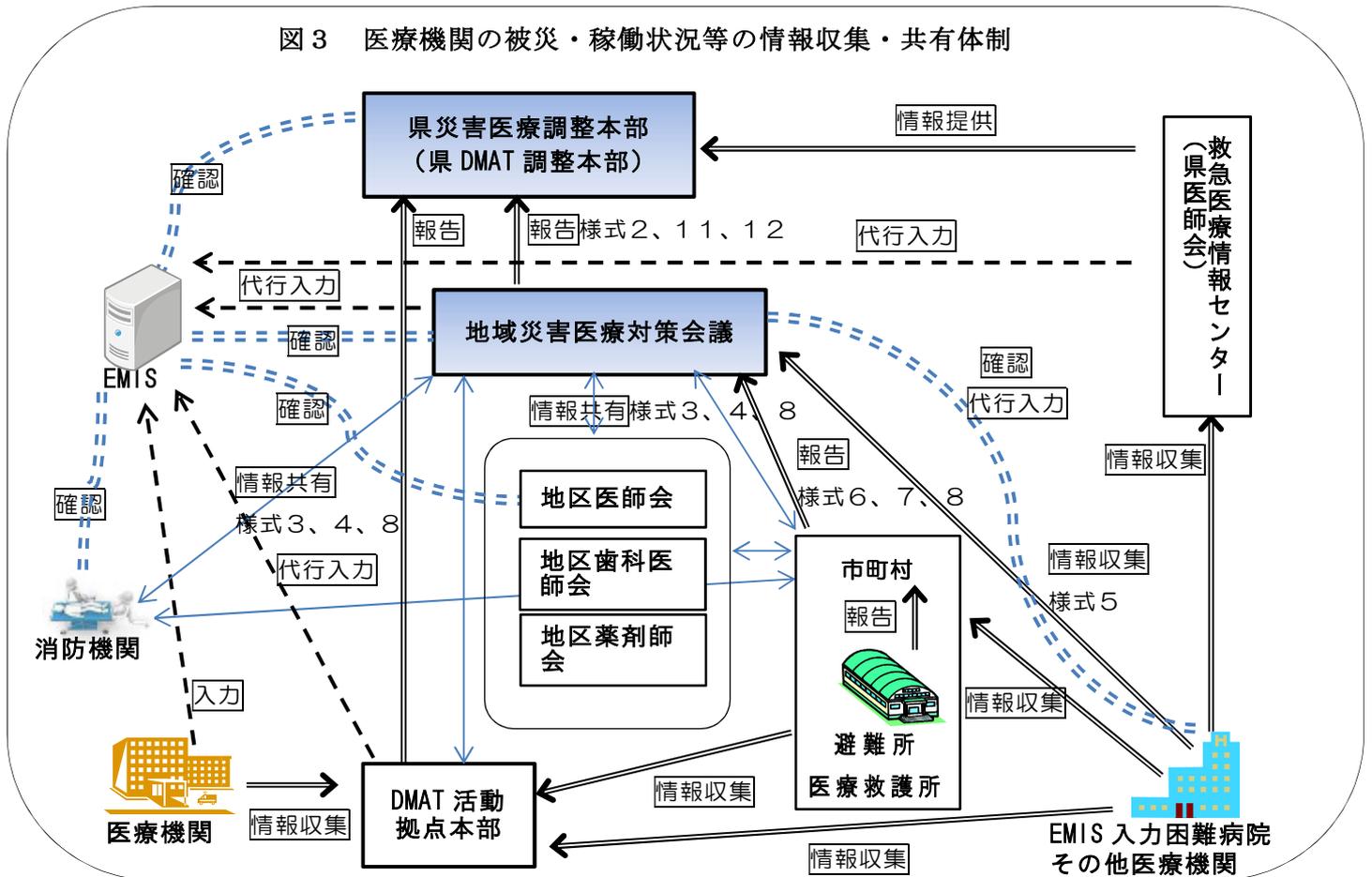
	情報の内容	主な通信手段等	様式等
市町村	○被災状況等 ・人的、住家、道路・橋梁、河川、ライフライン等の被害 ・医療救護所の設置 ・避難所の設置、避難者数等	・県防災情報システム	
	○医療救護に関する情報 ・医療救護所の傷病者の状況 ・避難所の要医療者の状況 ・従事職員の状況 ・支援の要否	・防災情報システムの救護所開設状況、詳細を入力し、必要に応じ要請事項入力 ・防災Webメール、防災グループウェア、防災無線電話、防災無線FAX等	会議様式 6、7、8
EMIS 加入病院	・被災状況・病院機能 ・患者受入の可否 ・支援の要否とその内容	・EMIS ・関係機関等からの情報 ・現地調査等	EMISが不可の場合、会議様式5
専門医療 機関、有床 診療所等	・被災状況・医療機関機能 ・患者受入の可否 ・支援の要否とその内容	・FAX ・関係機関等からの情報 ・現地調査等	会議様式5

※地域災害医療対策会議からの情報発信は、基本、防災Webメール若しくは防災グループウェアとする。

表2【情報共有する関係機関とその内容】

	主な通信手段等	様式等
上記関係機関	表1のそれぞれの通信手段による	
三師会	FAX、メール、電話等	会議様式 1、3、4、8
消防本部	EMIS、防災Webメール	
DMAT活動拠点本部 地域災害医療コーディネーター	EMIS、衛星電話、FAX等	
県災害医療調整本部	防災Webメール、防災グループウェア、衛星電話、防災無線電話、防災無線FAX	会議様式 2、11、12

図3 医療機関の被災・稼働状況等の情報収集・共有体制



※図の中の様式は地域災害医療対策課会議様式

4 医療救護チームについて

大規模災害時には、被災地外の医療関係機関により、災害派遣医療チーム（以下DMATという）を始めとする医療救護チームが被災地の医療支援に入ることが想定されている。海部医療圏内で医療救護が不足している場合には、県災害医療調整本部を通じて支援要請を行い、医療提供体制の確保を図る。

（１）DMATの活動

DMATは、災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームで、医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成される。

大規模災害時には、地域の災害拠点病院である海南病院及び津島市民病院にDMAT活動拠点本部が設置され、急性期の医療体制の確立を図る。その上で、被災地域の緊急医療や病院支援、被災地域で発生した多くの傷病者を被災地外の適切な医療機関に搬送する広域医療搬送などの活動を行う。

（２）医療救護チーム（DMAT・災害派遣精神医療チーム（DPAT）を除く）

大規模災害時には、被災地外の医療関係団体により、医療救護チームが被災地の医療支援に入ることが想定されている。

医療機関及び市町村は、被災により医療が提供できない時は、地域災害医療対策会議に医療救護チームの支援を要請する。地域災害医療対策会議は、圏内の医療の必要量等を検討・調整し、不足する場合には、県災害医療調整本部に対して、医療救護チームの派遣要請を行う。

ア 支援要請

○管内病院（災害拠点病院以外）

EMISに被災状況と併せて必要な支援について入力を行う。EMISが使用できない場合は、地域災害医療対策会議に必要な支援を要請する（会議様式5）。

○専門医療機関・有床診療所等（会議様式5）。

○医療救護所・避難所（会議様式6、7）。

○地域災害医療対策会議から県災害医療調整本部への要請（会議様式12）。

イ 派遣調整

地域災害医療対策会議は、県災害医療調整本部により派遣調整された医療救護チームについて、活動場所・内容等の配置調整を行なう。調整結果について災害医療調整本部を通じて、各支援医療救護班に伝達するとともに支援要請のあった医療機関等へも伝え、派遣支援を受ける。また、個人の医療ボランティアの窓口ともなり、調整を行う。

ウ 医療支援の内容

○医療救護所における応急処置等

○被災地域の病院支援

○避難所における診療・健康維持活動

○医療救護所・避難所における薬剤管理・服薬指導

○被災地の巡回診療

● 県外から医療支援に入ることが予測される医療救護班

自衛隊医療衛生班、D P A T（災害派遣精神医療チーム）、日赤救護班、国立病院機構医療救護班、J M A T（日本医師会災害医療チーム）、各都道府県から派遣される医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師救護班、災害支援ナース、その他医療ボランティア（団体、個人）

● 医療支援を要請する県内機関（被災地外のチーム）

日本赤十字社愛知県支部、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県病院協会、県柔道整復師会、県立病院等

（３）災害派遣精神医療チーム（D P A T）

市町村は、避難所等において、精神障害者やメンタル面での不調者の中で、災害派遣精神医療チーム（以下、D P A Tという）の対応が必要と認める場合は、地域災害医療対策会議へD P A Tの派遣を要請する。地域災害医療対策会議は、市町村からの要請を受け、医療圏内で派遣の必要性について決定し、県災害医療調整本部（D P A T県調整本部）に対してD P A T派遣要請を行う。

D P A T支援の内容

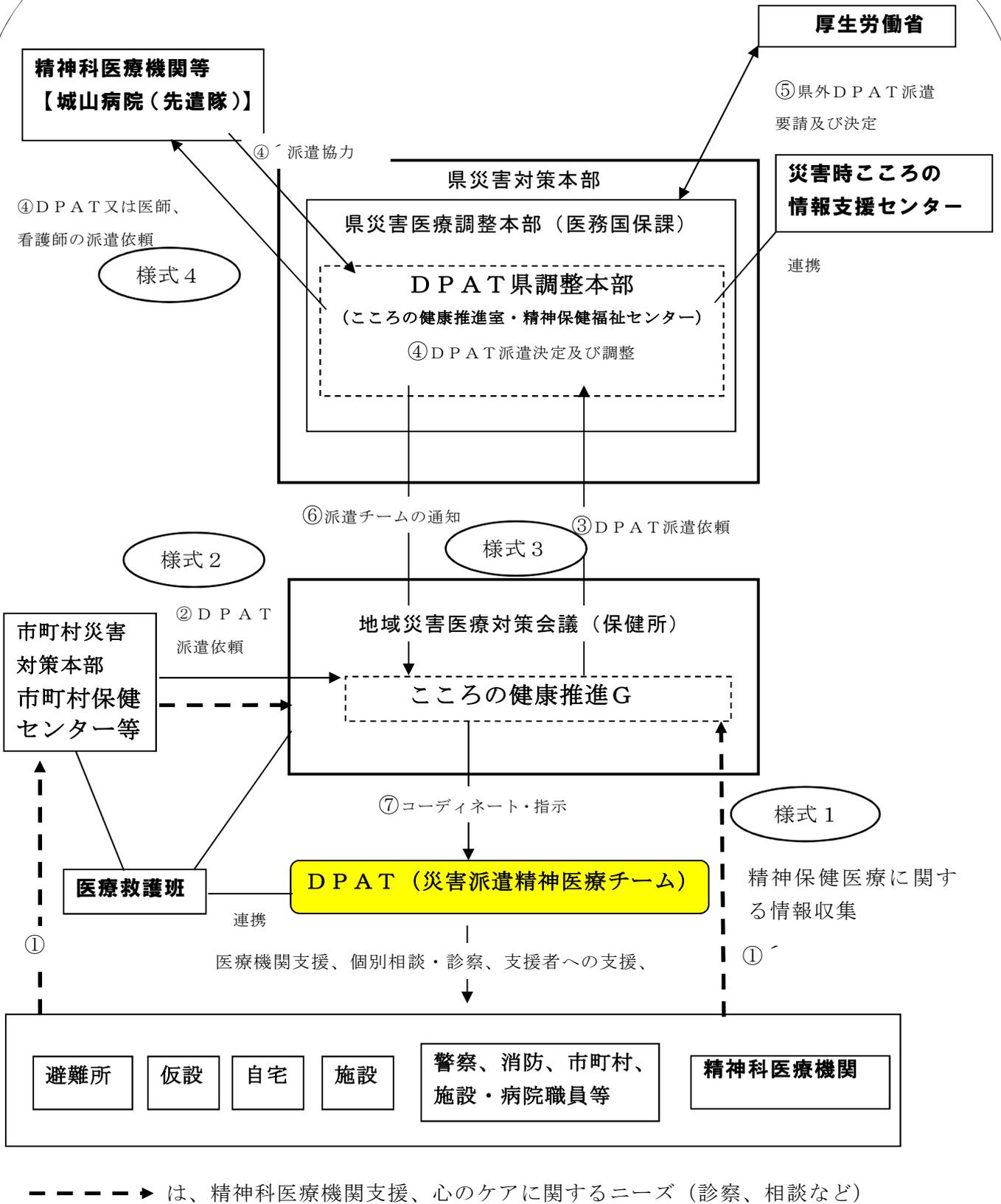
- 被災によって失われた精神科医療機能への支援
- 被災のストレスによって生じた精神的問題（急性ストレス障害やP T S D）を抱える被災住民への対応
- 精神障害者への診察、応急処置、つなぎ処方（医療機関再開までの薬処方）
- 被災者支援を行っている支援者（消防職員、警察職員、保健師、行政職員等）に対する支援
- メンタルヘルスについて被災者への講演等の啓発活動
- 被災住民の精神保健ニーズ把握及び対応策検討（地域精神保健福祉活動へのスーパーバイズ）
- 災害精神保健医療情報支援システム（D M H I S S）の活用

※参考「災害時心のケア活動の手引き」（障害福祉課こころの健康推進室 平成 27 年 3 月）

（４）地域災害医療対策会議における医療救護チームとの連携

- 先行して活動を行っているD M A Tから、適切に医療を引き継ぐ。
- 各医療救護チームが他職種の医療救護チームと効果的に情報共有を行い、密接に連携して活動できるよう、情報交換等ができる機会を設けるよう努め、相互支援の円滑化を図る。
- 効果的な医療救護活動や避難生活の長期化等による新たな健康課題の発生防止のため、避難所等における保健師の活動や、その他保健所が行う公衆衛生活動と十分な連携を図る。

図4 DPAT要請・派遣の流れ



※図中の様式は「災害時心のケア活動の手引き」の様式

5 医薬品等の確保体制

医薬品等の確保については、流通を通じた確保をベースとするが、発災直後においては被災により流通が十分に機能せず、医薬品等の確保に支障が生じることも想定されることから、関係機関が連携した、備蓄あるいは流通を通じた確保を図る。

(1) 各機関の役割

ア 災害拠点病院等の医療機関

平常医療用と併せ、発災後の医療活動用に必要な医薬品等の備蓄を行う。発災時にあっても平常時と同様に医薬品等販売業者から供給が可能である場合は、それを優先し、可能な限り最寄りの医薬品等販売業者から調達することとする。災害の状況等により医薬品等の調達が不能又は医薬品等が不足する場合は、地域災害医療対策会議へ供給について要請する。

また、災害拠点病院でDMATが主導している場合等、DMAT活動拠点本部を通じたルートで医薬品等の供給を要請することもできる。

イ 市町村

平常時より医療救護活動用に必要な医薬品等の備蓄を行う。発災後必要な医薬品等が不足する場合は、地域災害医療対策会議へ供給について要請する。

ウ 地域災害医療対策会議

発災後、管内の医薬品等販売業者の被害状況等を速やかに把握する。

市町村、災害拠点病院等から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、県災害医療調整本部（県医薬安全課）に連絡するとともに、可能な限り圏内で融通等の調整や医薬品等販売業者から調達を行うが、圏内の医薬品等販売業者からの供給等が不能である場合は、県災害医療調整本部（医薬安全課）に供給を要請する。

※参考 「災害時における医薬品等供給マニュアル【暫定版】」

（ 医薬安全課 平成 26 年 8 月）

【医薬品等販売業者】

（平成 27 年 2 月現在）

供給協力団体 及び備蓄拠点の名称	住 所	電 話	F A X
愛知県医薬品 卸協同組合	名古屋市中区丸の内 3-1-35 名古屋薬業健保会館 2 階	052-971-4370	052-971-4367
中北薬品株式会社 津島ヘルスサポート センター	津島市白浜町番場 52-1	0567-32-2690	0567-32-3009

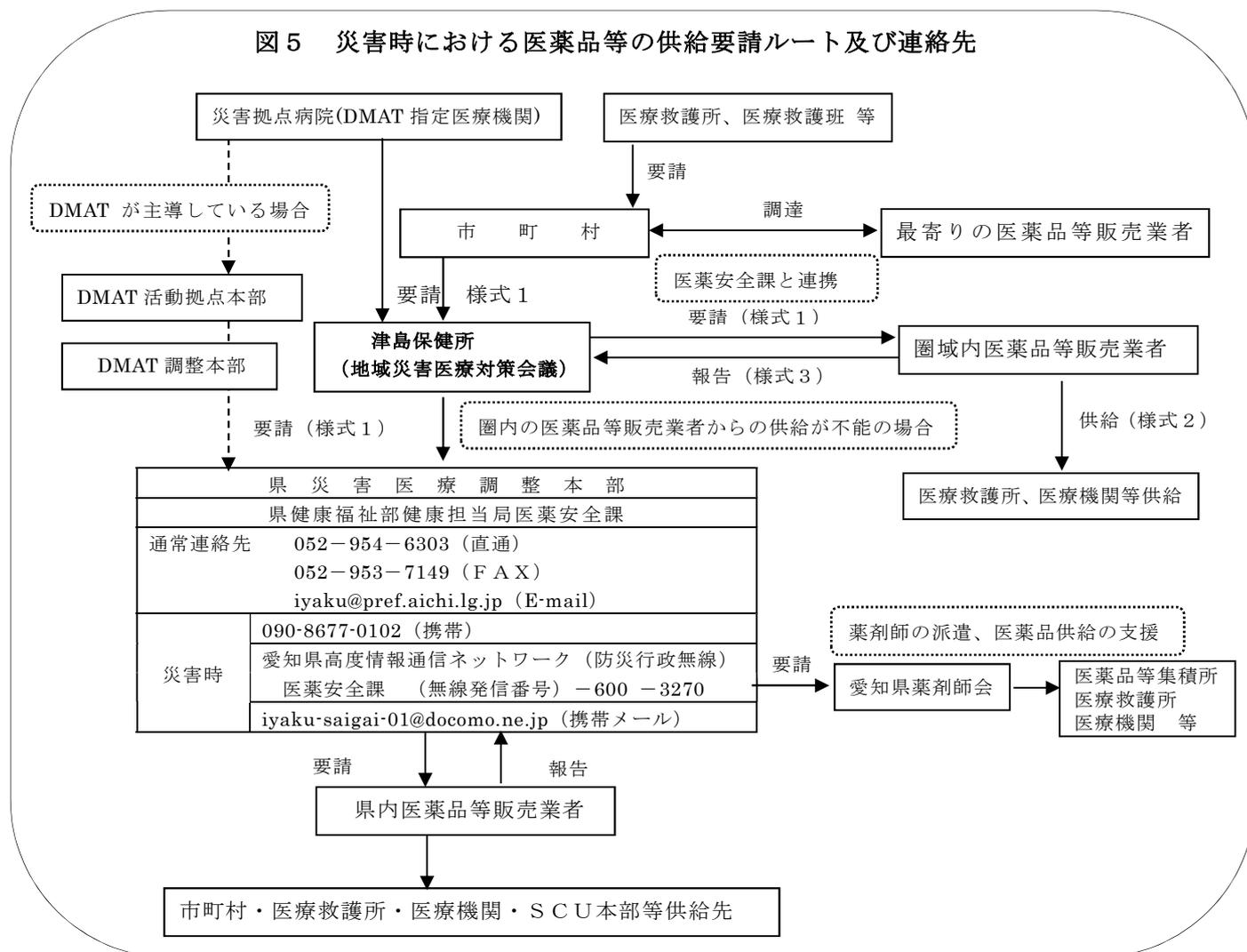
【衛生材料販売業者】

(平成27年2月現在)

供給協力団体 及び備蓄拠点の名称	住 所	電 話	F A X
中部衛生材料協同組合	名古屋市西区浄心 2-7-26	052-971-4370	052-971-4367

※衛生材料販売業者は、医療圏内にはなし。

図5 災害時における医薬品等の供給要請ルート及び連絡先



※図中の様式は「災害時における医薬品等供給マニュアル【暫定版】」の様式

(2) 血液製剤の確保

市町村及び医療機関(災害拠点病院を含む)は、血液製剤が不足するときは、地域災害医療対策会議を通じて県災害医療調整本部に供給を要請する。

6 傷病者等の搬送体制

膨大な搬送ニーズが発生することを想定されるため、地域医療搬送、広域医療搬送を適切に組み合わせ、より迅速かつ効率的な搬送が実施されるよう関係機関が相互に連携して傷病者の搬送を行う。海部地域は、液状化、浸水被害等が予測されており、それらの被害を想定した搬送方法を平常時より検討しておく。

(1) 海部医療圏内の医療搬送

重症者（救護所を受診し、医師により搬送が必要と認められた重症者を含む）は、原則、地域の災害拠点病院（厚生連海南病院、津島市民病院）へ搬送する。

ア 被災現場からの搬送

消防機関、県警察、自衛隊、海上保安庁等の関係機関は、市町村等と調整のもと救急車等により搬送する。また、家族・近隣住民・自主防災組織等により搬送する場合も想定される。

イ 医療救護所から災害拠点病院への搬送

消防の救急車両を要請する。消防の救急車両が手配できない場合は、市町村が確保した車両により搬送する。搬送車には、必要に応じ医療救護班が同乗する。道路や交通機関の不通等により、車両での搬送が困難な場合は、担架等を用いるなどあらゆる方法を検討する。

ウ 搬送先災害拠点病院

搬送する災害拠点病院等は、市町村により概ね以下のとおりとし、状況に応じて搬送先を検討する。

津島市、愛西市、あま市、大治町・・・津島市民病院、（あま市民病院、第一赤十字病院等）
愛西市、弥富市、蟹江町、飛島村・・・厚生連海南病院

※災害拠点病院等の稼働状況について、EMIS、海部医療圏地域災害医療対策会議等を通じて把握し搬送する。

エ ヘリコプターの要請

陸路による有効な手段がない場合は、地域災害医療対策会議を通じて県災害医療調整本部へヘリコプターを要請し、県災害医療調整本部の調整のもと地域医療搬送又は広域医療搬送を行う。

オ 平時からの備え

市町村及び県は、平時から公用車等の患者搬送用車両の確保に努め、民間企業等の患者等搬送事業者、福祉タクシー、福祉施設等との協力体制の整備に努める。また、浸水被害が想定されている地域は、ボート等の車両以外の搬送手段の確保に努める。

(2) 圏域外への医療搬送

圏域内で対応困難な重症患者は、DMATによる調整、若しくは地域災害医療対策会議を通じて県災害医療調整本部の調整により圏域外への搬送または、広域医療搬送を行う。

7 公衆衛生対策

発災直後においては、外傷治療や救命救急といった救急医療が中心であるが、時間の経過に伴い、医療機関への支援、慢性疾患患者への対応、被災者の健康管理等が中心になってくる。新たな医療ニーズの把握と感染症をはじめとする疾病予防、生活環境の安全の確保等の公衆衛生対策について、中長期以降の活動に向けての人員確保や物資の確保、活動に必要な情報収集等は、発災直後から取り組む必要がある。

(1) 保健師活動

市町村は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

ア 保健師の応援・派遣要請

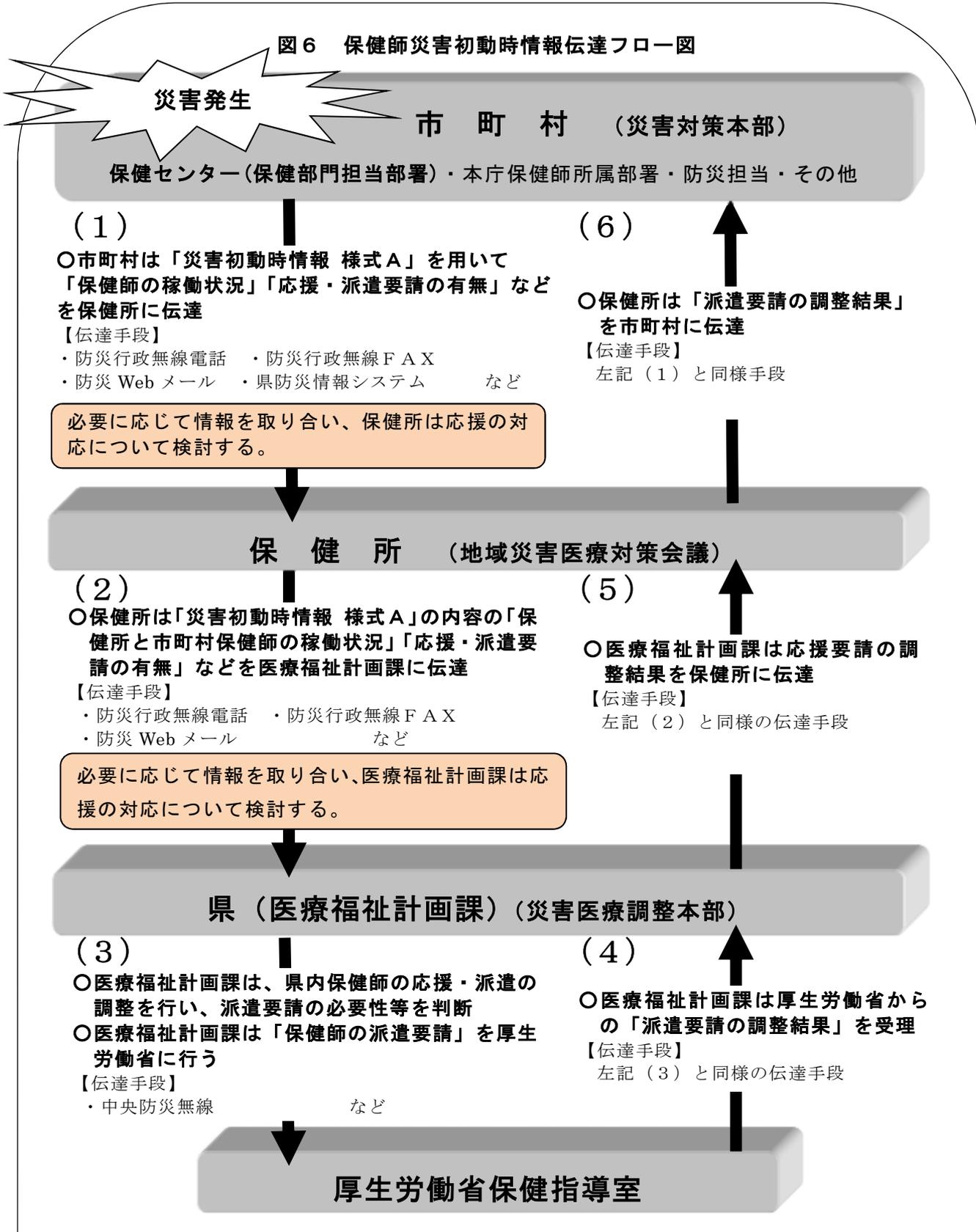
市町村は、被災状況や自市町村保健師の稼働状況を把握し、災害初動時から「災害時の保健活動計画」の立案を行う。また、「災害時優先業務」を考慮して、被災者への健康支援を計画的に実施するため、活動に必要な保健師数を算定し、不足している場合には、津島保健所地域災害医療対策会議を通じて県医療福祉計画課に応援・派遣要請を行う。

イ 保健活動の内容

- 要援護者の確認
- 健康調査
 - ・健康福祉ニーズの把握のための健康調査
 - ・被災によるこころのケアに関する調査
 - ・孤立化予防のための健康調査
 - ・孤独死防止のための調査
- 地域巡回健康相談活動
 - ・被災後、在宅において生活する住民（自宅滞在者）に対する健康相談
 - ・地域の環境・衛生・健康等のニーズの集約・分析
- 避難所または仮設住宅の巡回健康相談

※参考「愛知県災害時保健師活動マニュアル」（医療福祉計画課 平成 25 年 12 月）

図6 保健師災害初動時情報伝達フロー図



※伝達手段は、愛知県高度情報通信ネットワークのメニュー内容。

※県（医療福祉計画課）、保健所、市町村においては、各自治体・機関が設置する災害関係会議において保健師の派遣・配置状況等について情報共有等を行う

※図中の様式Aは「愛知県災害時保健活動マニュアル」の様式

(2) 心のケア活動

災害時は、発災による心理的負担及び避難生活の長期化によるストレスのため、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題についての健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

心のケア活動の内容

- 被災者への応急的ケア
- 避難所健康相談及びメンタルヘルス不調者のスクリーニング
- 精神障害者の現状把握
- 医療体制の確保
- DPA T派遣依頼検討（詳細は「医療救護チームについて」参照）
- 住民への心の健康についての普及啓発
- 仮設住宅巡回相談、コミュニティづくり等、交流の場の提供
- 支援者ケア

※参考「災害時心のケア活動の手引き」（障害福祉課こころの健康推進室 平成27年3月）

(3) 口腔ケア支援

避難生活での不規則な生活やストレスが原因で、う蝕、歯周病、口内炎、口臭など口腔の問題が生じやすくなる。特に高齢者等の災害時要援護者は、口腔衛生の悪化により誤嚥性肺炎等に罹りやすくなり、配慮が必要である。

県及び市町村は、避難所等における歯科保健医療に関するニーズなどの情報収集に努め、必要に応じ歯科健康相談窓口の設置、巡回歯科健康相談チームの編成を行い、歯科健康相談を行う。

口腔ケア支援の内容

- 避難生活の長期化によるう蝕・歯周病の悪化、誤嚥性肺炎予防等に関する啓発活動
- 歯科医療が必要な場合の対応
- 災害時要援護者に対する口腔ケア支援

※資料「災害時歯科口腔ケア支援活動ハンドブック」（健康対策課 平成24年3月）

(4) 栄養・食生活支援

避難所等の食生活は、配給される飲食物や調理設備が限られ、おにぎり、パンなどの炭水化物が主となり、栄養バランスが崩れやすい傾向にある。また、冷たく硬い食品が多いために、乳幼児や高齢者では摂取量が減少すること、食事療法の必要な患者では栄養バランスの崩れることから疾患の悪化する危険性もある。さらに、普通の食事ができない人への個別支援が求められる場合もある。

県及び市町村は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。

栄養・食生活支援の内容

- 避難所の食支援状況及び要援護者への食支援状況の把握
- 食に配慮が必要な人への対応（糖尿病、腎臓病、アレルギー等）

- 特殊栄養食品、栄養補助食品等の入手手配
- 栄養指導班による巡回栄養・食生活相談の実施
- 栄養指導員等の派遣要請

※参考「健康危機管理時における栄養・食生活支援体制づくりのためのマニュアル」
(健康対策課 平成 22 年 3 月)

(5) 避難所等の生活環境管理

災害発生時には、被災した多くの者は、避難所生活を余儀なくされる。災害の規模が大きければ大きいほど避難所生活が長期化することが予想されるため、感染症の発生や飲料水・食品等に起因する健康影響のリスクが高まる。

避難の解除まで、避難所生活が長期化した県民の方の健康を維持するためには、避難所の管理者のみならず、被災者ご自身や災害ボランティア、各自治体から派遣された災害支援職員等が協力して避難所の衛生管理に取り組む必要がある。

とりわけ災害が発生した直後においては、現場の混乱、必要な物資の不足、水道・電気・ガスなどのライフラインの寸断等、平常時とは異なる状況での対応が求められる。

ア 環境衛生対策

- トイレの衛生管理
- 飲料水の衛生管理
- ゴミの衛生管理

イ 感染症対策

発災初期においては、集団生活の中でまん延する可能性のある感染症の早期発見に努め、未然にまん延を防止することが重要である。また、資材も十分ではないことが予想されるため、被災者に対して、すぐにでも実施可能か感染症予防対策及び拡大防止のための指導を行う。

ウ 食中毒対策

食中毒は、細菌が増殖しやすく食品の劣化が早い夏季だけでなく、ウイルス性食中毒を中心に冬季も発生が認められていることから、年間を通して予防が必要である。

食品を扱う避難所運営者、災害ボランティア、物資運搬業者及び調理従事者だけではなく、喫食する被災者自身に対しても、すみやかな喫食等について、ポスターや放送等で啓発し、食中毒予防に注意を促し、食中毒の発生防止に努める。

※参考「災害時における生活安全対策マニュアル」(生活衛生課 平成 26 年 3 月)

8 災害時要配慮者対策

市町村においては、「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」を参考に、要配慮者対策がされ、平時より対象者の把握に努めている。特に医療の必要な要配慮者については、避難方法等の具体的な対策を関係者とともに検討しておく必要がある。

災害時、要配慮者が必要な医療を継続できるよう関係者が協力して支援を行う。

(1) 医療機器等による医療を必要とする患者への対応

ア 人工透析患者

海部医療圏内の透析患者数は、約900人（平成26年末）で、透析医療施設は、9施設（うち2施設は災害拠点病院）である。透析医療は、大量の水、電気、医薬品等、医療スタッフの確保に加え、医療設備が必要であり、被災により医療の提供ができない施設が複数の場合、医療提供が困難となる可能性がある。そのため、県災害医療調整本部を中心とした調整を行う。

地域災害医療対策会議は、発災後市町村と連携し、透析を行うために搬送が必要な患者の把握に努める。また、県災害医療調整本部から提供された県透析医会等を通じて把握した透析可能医療機関の情報と併せて関係機関等に情報提供する。海部医療圏内の施設で対応が困難な場合は、県災害医療調整本部に支援を要請する。

※管内病院・有床診療所・透析医療機関一覧（資料-36）

イ 在宅人工呼吸器使用者

在宅人工呼吸器使用者は、災害による長時間の停電で生命維持が困難な状況となるが、在宅療養であるために専門的な支援を迅速に得られないことが想定される。

○市町村は、要配慮者対策として平時より対象者の把握に努め、かかりつけ医療機関や訪問看護ステーション等の関係者で災害時支援体制の構築に努める。発災時には関係者から迅速に患者の状況について情報を収集する。

○地域災害医療対策会議は、搬送等の対応が必要な患者の情報について、市町村と連携して収集に努め、医療圏内の施設での受入れについて調整し、対応が困難な場合は県災害医療調整本部に支援を要請する。

ウ その他の患者への対策

地域災害医療対策会議は、医療圏内で受入可能な医療機関の調整を行い、医療圏内で対応できない場合は、県災害医療調整本部に支援を要請する。

(2) 慢性疾患患者・難病患者・障害者等

医療関係者は、平時より、かかりつけ医療機関の被災や通院困難な状況により内服薬等が不足し、必要な医療を継続できない場合を想定し、患者自ら災害時の対応について準備しておくよう啓発、指導を行う。

発災時には、地域災害医療対策会議は、災害拠点病院、市町村、医療救護チームから情報を集約し、県災害医療調整本部と連携し、必要な薬剤等の確保等に努める。

9 検視検案体制

大規模災害に備えて住民の命を守るため、平時より様々な対策を講じるが、災害の規模によっては、建物の倒壊等による多数の死者の発生が予測される。周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる遺体は、速やかに捜索・収容し、警察官又は海上保安官の遺体の検視及び医師による遺体の検案を受ける。

遺体の取扱いにあたっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

(1) 主な機関の役割

ア 市町村の役割

- 遺体捜索、搬送
- 遺体安置所の設置・運営
- 遺体の処理及び一時保存

イ 県の役割

- 市町村の支援調整（必要物資、応援要員、搬送手段確保など）
- 県警察本部と連携した、県医師会への検案の依頼

ウ 県警察の役割

- 検視の実施及びその調整
- 必要に応じて県歯科医師会に応援を要請

エ 県医師会の役割

- 検案の実施及びその調整

オ 県歯科医師会の役割

- 身元確認の協力及びその調整

(2) 遺体の捜索・搬送

市町村は、県警察・海上保安庁等と緊密に連絡をとりながら遺体の捜索を実施する。遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視（※調査）を得る。現場での検視を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にし、指定された遺体安置所に搬送する。

医療救護所でのトリアージの結果、死亡と判断された場合についても、検視の手続きが必要であるため、遺体安置スペースに一時保存の後、遺体安置所に搬送する。その際、他の被災住民等から見えないように配慮する。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察官が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(3) 遺体の収容及び一時保存

ア 遺体安置所の設置・運営

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所を確保するとともに埋火葬等の措置をするまで遺

体を一時保存する。なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努める。その選定にあたっては、以下の事項に留意する。

- ・ 遺体の搬入出が容易にできること
- ・ 遺体搬送車、警察・医師等使用車両及び遺族使用車両の駐車スペースが確保できること
- ・ 検視・検案及び身元確認に必要な水や照明（電気）が確保できること
- ・ 検視・検案及び身元確認資料採取の状況を遺族に見せないよう配慮し、遺体と遺族の動線を分離すること
- ・ 避難所との競合を避けること

イ 遺体の処理

○遺体の検視及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

○遺体の洗浄等

検視及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

○遺体の身元確認及び引き渡し

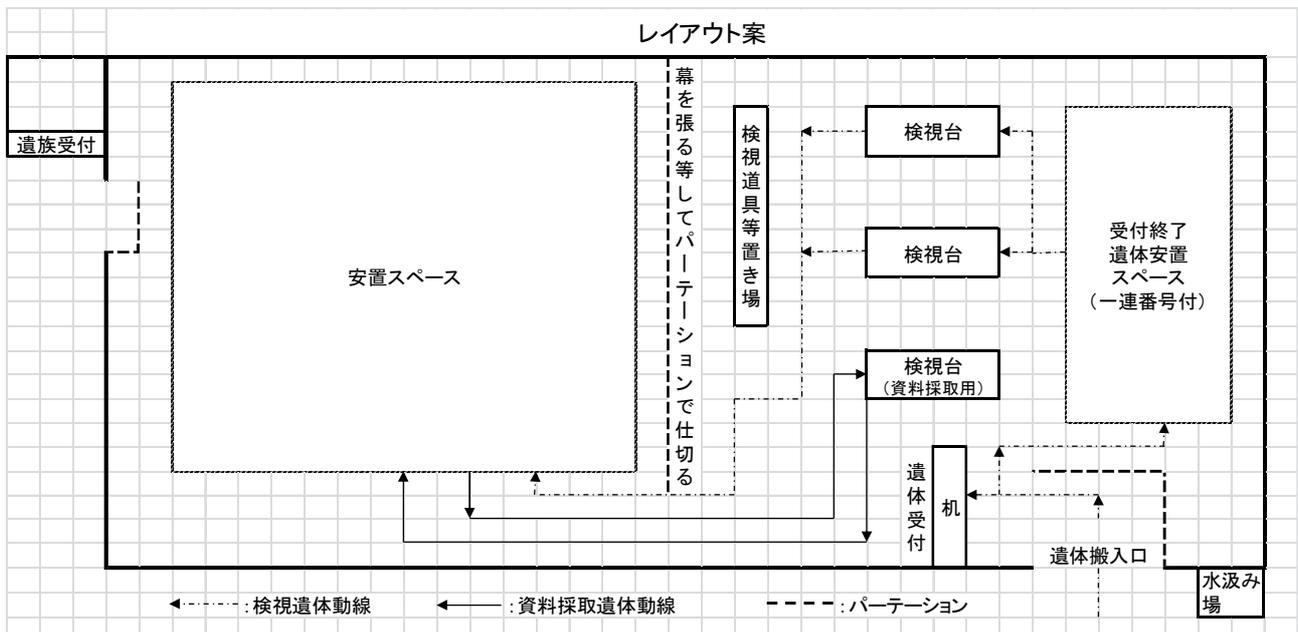
身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調整にあたる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

（４）遺族への配慮

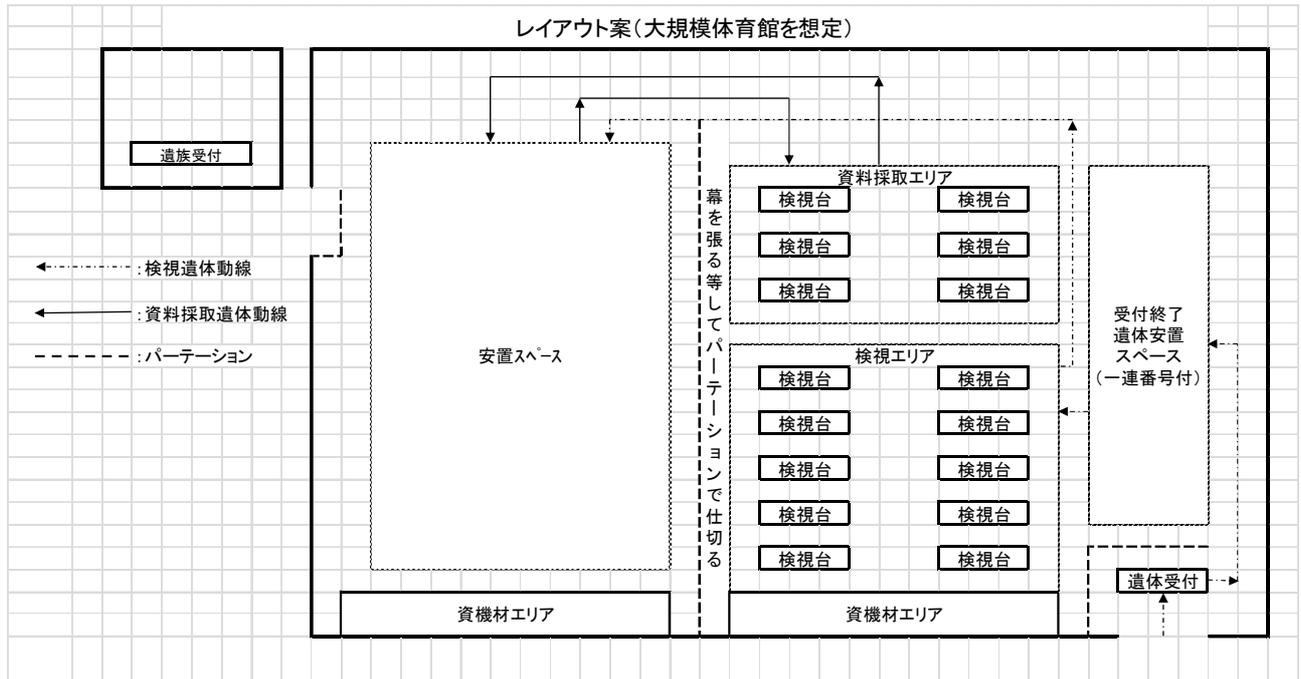
遺族への対応については、グリーフケア（家族や愛する人との死別後の遺族の悲嘆への援助）に配慮する。

図7 遺体安置所レイアウト案

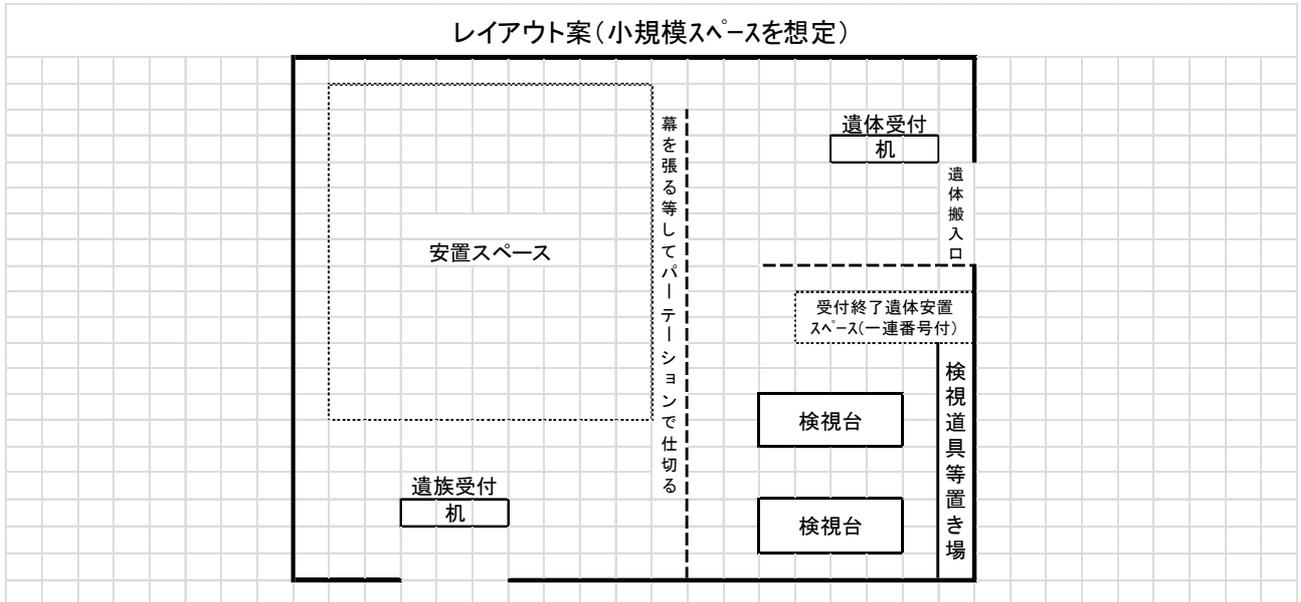
レイアウト案1



レイアウト案2（大規模体育館を想定）



レイアウト案3（小規模スペースを想定）



資料・様式集

－資料・様式集 目次－

津島保健所地域災害医療対策会議設置要領	資料－ 1
津島保健所地域災害医療対策会議アクションカード	資料－ 3
〃 様式一覧表	資料－ 7
〃 各様式	資料－ 8～30
連絡先	
津島保健所	資料－ 31
県災害医療調整本部	資料－ 32
尾張方面本部災害対策センター室海部分室	資料－ 32
市町村	資料－ 33
病院・三師会・警察署	資料－ 34
消防機関	資料－ 35
医療機関（病院・専門医療機関・有床診療所）	資料－ 36～37

津島保健所地域災害医療対策会議設置要領

(目的)

第1条 県内に大規模災害が発生して、市町村における対応のみでは医療を提供することが不可能な場合における、市町村圏域を超えた2次医療圏内における医療に関する調整を行う。また、災害直後から活動を行うDMATから、円滑に医療に関する調整機能の移行を受けるとともに、災害の長期化に備えて、公衆衛生対策への円滑な移行を図ることを目的に津島保健所地域災害医療対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(対策会議の設置)

第2条 津島保健所長は、海部医療圏内において、震度6弱以上の地震が発生した場合、若しくは、災害が発生して海部医療圏としての医療に関する調整が必要となった場合に、対策会議を設置し、地域災害医療コーディネーターを招集するとともに、別表に掲げる関係機関に対して、必要な職員の派遣を要請する。

但し、震度6弱以上の地震が発生した場合は、招集及び派遣要請が行えないことも考慮し、大規模災害の発生が予測される場合は、自動的に参集をする。

- 2 派遣要請を受けた職員は、それぞれの機関で担うべき役割を考慮し、できる限り参集に協力をする。
- 3 対策会議の設置場所は、津島保健所とする。但し、災害の規模や長期化に応じて、設置場所を変更する場合は、関係機関と調整をする。
- 4 津島保健所長が必要と認めたときは、別表に掲げる関係機関以外の派遣を求めることができる。

(対策会議の所管事務)

第3条 対策会議は、次の事務をつかさどる。

- (1) 海部医療圏内における医療資源の配置調整及び患者搬送調整に関すること。
- (2) 海部医療圏内の医療機関及び市町村の医療支援に関すること。
- (3) 災害医療調整本部に対する医療支援の要請に関すること。
- (4) DMAT活動拠点本部との連携に関すること。
- (5) その他、上記に必要な情報の収集・分析、調整に関すること。

(対策会議の組織及び運営)

第4条 対策会議は、津島保健所長が議長として統括するとともに、次により構成する。

- (1) 地域災害医療コーディネーター
海部医療圏における災害時の医療提供体制を統括し、調整する業務を行う。
- (2) 海部医療圏内の市町村、関係機関の職員
各関係機関で収集した情報の提供・共有を行うとともに、各関係機関との連絡調整を行う。

2 津島保健所長は、対策会議の設置や運営が円滑に行われるよう、平常時より、事前に、被災等により自身が不在の場合に議長の代理をする者を指定しておくなどの対策を講じるものとする。

(対策会議の事務局)

第5条 対策会議の事務局は、津島保健所において処理する。

(対策会議の廃止)

第6条 津島保健所長は、所管する2次医療圏内において、対策会議による市町村の区域を越えた医療に関する調整が不要と判断する場合に、対策会議を廃止する。

(その他)

第7条 対策会議の運営等に必要な事項は、津島保健所長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成26年3月3日から施行する。

別表

- | |
|--------------|
| (1) 津島市医師会 |
| (2) 海部医師会 |
| (3) 津島市歯科医師会 |
| (4) 海部歯科医師会 |
| (5) 津島海部薬剤師会 |
| (6) 厚生連海南病院 |
| (7) 津島市民病院 |
| (8) あま市民病院 |
| (9) 地区看護協会 |
| (10) 管内消防本部 |
| (11) 管内市町村 |

津島保健所地域災害医療対策会議アクションカード

(1) 地域災害医療対策会議設置（発災から数時間以内）における対応（ICS/IAP/AC）

目標：地域災害医療対策会議の設置及び関係機関への周知

1. 最初に参集した者は津島保健所の建物の安全を確認し、建物内に入る
 - 庁舎のライフラインの状況を代務員に確認する
 - 執務室の被害状況の確認をする
 - OA 機器、無線等の稼働状況を確認する
2. 必要時、非常用電源を稼働
 - 停電の際は非常用電源を稼働させる
3. 情報収集の開始
 - ラジオ等により災害状況（災害の種類、場所、二次災害の有無（今後の可能性）等）を把握する
 - 県防災情報システム（プリンタ近くの PC）を立ち上げ、管内の被災状況を把握する
 - 広域災害情報システム（EMIS）（FAX 近くのパソコン）を立ち上げ、医療機関の被災状況、患者受け入れ状況等を把握する
 - 衛星電話の設置
4. 津島保健所地域災害医療対策会議を設置
 - 保健所入口の看板（ホワイトボード）に「津島保健所地域災害医療対策会議」と記入する
5. 地域災害医療対策会議メンバー（三師会、コーディネーター）の派遣要請
 - 通信手段による派遣要請（様式 1-1）
 - 自動参集（震度 6 弱以上）
6. 関係機関及び管内市町村に地域災害医療対策会議の設置を伝える
 - 関係機関連絡先一覧表より使える伝達手段を用い対策会議の設置を伝える（様式 1-2）
 - ※時間がかかるため、参集職員数や他の業務の進捗状況等、優先順位を検討しながら行う（最優先は県防災 Web メールを活用する）
7. 県災害医療調整本部に地域災害医療対策会議の設置を報告
 - 設置の時間、現在参集している職員数、会議の活動状況及び今後の方針等を伝える（様式 2）

津島保健所地域災害医療対策会議アクションカード

(2) 急性期（発災から 72 時間以内）における対応（ICS/IAP/AC）

目標：海部医療圏の被災状況等の把握、情報収集

1. 役割分担の確認

指揮命令権者及びメンバーの役割分担と分担表の作成

2. 情報収集の継続

災害状況（災害の種類、場所、二次災害の有無（今後の可能性）等）

被災状況（ライフライン、交通網、医療機関の被災・稼働状況、被災者の数、重症度、医療救護所の開設状況、避難者の数、必要な医療資源等）

3. 地域災害医療対策会議の運用

ゾーニング

必要物品の搬入

把握した情報をホワイトボードに記入

4. 報告・説明の実施

開催時間・場所を関係メンバーへ周知

5. 県災害医療調整本部との情報共有

災害及び被害状況の概要

津島保健所地域災害医療対策会議の方針と今後の体制について（様式 2）

6. 関係機関との情報共有

津島保健所地域災害医療対策会議が把握した情報の発信（様式 3、4）

津島保健所地域災害医療対策会議の方針と今後の体制について

7. 医療機関等の残存医療機能に応じた役割分担の実施

医療機関の機能に応じた患者受入の調整

専門性の高い医療の適正配置

不足する医療スタッフ、医薬品・医療資材の把握（EMIS、様式 5）

医薬品卸会社及び県災害医療調整本部へ医薬品・医療資材の要請（医薬品等供給マニュアル）

県災害医療調整本部へ医療救護班、医薬品・医療資材の要請（様式 1 1、1 2、医薬品等供給マニュアル）

県災害医療調整本部へ患者搬送の要請（様式 1 0、1 1）

8. 医療救護所への支援

不足する医療スタッフ、医薬品・医療資材の把握（県防災システム、様式 6）

医薬品卸会社へ医薬品・医療資材の要請（医薬品等供給マニュアル）

県災害医療調整本部へ医療救護班、医薬品・医療資材の要請（様式 1 2、）

9. 評価

議長は 1～8 の項目を評価する

修正が必要な場合は適宜修正する

津島保健所地域災害医療対策会議アクションカード

(3) 急性期から亜急性期（72 時間から 5 日以内）における対応（ICS/IAP/AC）

目標：DMAT 等急性期医療チームから医療救護班等への切れ目ない移行

1. 役割分担の再確認

メンバーの役割分担の再確認、分担表の作成

2. 情報収集の継続

被災状況（ライフライン、交通網、医療機関の被災・稼働状況、被災者の数、重症度、医療機関・医療救護所・避難所の状況、避難者の数、必要な医療資源等）

3. DMAT から医療救護班への引き継ぎ

引き継ぎの時間・場所を DMAT 及び医療救護班へ周知

引き継ぎに必要な資料の作成

4. 医療機関等の残存医療機能に応じた役割分担の実施

医療機関の機能に応じた患者受入の調整

専門性の高い医療の適正配置

不足する医療スタッフ、医薬品・医療資材の把握（EMIS、様式 5）

医薬品卸会社へ医薬品・医療資材の要請（医薬品等供給マニュアル）

県災害医療調整本部へ医療救護班、医薬品・医療資材の要請（様式 1 1、医薬品等供給マニュアル）

医療救護班の配置調整（様式 9）

医薬品・医療資材の適正配分

県災害医療調整本部へ患者搬送の要請（様式 1 1）

5. 医療救護所・避難所への支援

不足する医療スタッフ、医薬品・医療資材の把握（県防災システム、様式 6、7）

医薬品卸会社へ医薬品・医療資材の要請（医薬品供給マニュアル）

県災害医療調整本部へ医療救護班、医薬品・医療資材の要請（様式 1 2）

医療救護班の配置調整（様式 9）

医薬品・医療資材の適正配分

6. 報告・説明の実施

開催時間・場所を関係メンバーへ周知

7. 県災害医療調整本部との情報共有

災害及び被害状況の概要

津島保健所地域災害医療対策会議の方針と今後の体制について（様式 2）

8. 関係機関との情報共有

津島保健所地域災害医療対策会議が把握した情報の発信（様式 3、4）

津島保健所地域災害医療対策会議の方針と今後の体制について

9. 評価

議長は 1～8 の項目を評価する。

修正が必要な場合は適宜修正する。

津島保健所地域災害医療対策会議アクションカード

(4) 中長期（5日目以降）における対応（ICS/IAP/AC）

目標：被災者等の健康管理、通常診療体制への移行に向けた支援、公衆衛生対策の実施

1. 役割分担の再確認

メンバーの役割分担の再確認、分担表の作成

2. 情報収集の継続

被災状況（ライフライン、交通網、医療機関の被災・稼働状況、被災者の数、重症度、医療機関・医療救護所・避難所の状況、避難者の数、必要な医療資源等）

3. 医療救護班から通常医療への移行の検討

圏域外からの医療救護班へ災害医療提供を移行させる

圏域内の医療機関稼働状況等の把握

4. 公衆衛生関係者との対策の検討

公衆衛生関係者とのミーティングの実施

公衆衛生対策に必要な手段の検討（避難所の衛生対策、健康管理、食中毒・感染症の予防など）

5. 医療機関等の残存医療機能に応じた役割分担の実施と通常診療への移行支援

医療機関の機能に応じた患者受入の調整

専門性の高い医療の適正配置

不足する医療スタッフの把握（EMIS、様式5）

県災害医療調整本部へ医療救護班の要請（様式11）

医療救護班の配置調整（様式9）

医療機関の診療状況の把握（様式5）

6. 医療救護所・避難所への支援

不足する医療スタッフの把握（県防災システム、様式6、7）

県災害医療調整本部へ医療救護班の要請（様式12）

医療救護班の配置調整（様式9）

7. 報告・説明の実施

開催時間・場所を関係メンバーへ周知

8. 県災害医療調整本部との情報共有

災害及び被害状況の概要

津島保健所地域災害医療対策会議の方針と今後の体制について（様式2）

9. 関係機関との情報共有

津島保健所地域災害医療対策会議が把握した情報の発信（様式3、4）

津島保健所地域災害医療対策会議の方針と今後の体制について

10. 地域災害医療対策会議の廃止の検討

地域災害医療対策会議の廃止

11. 評価

議長は1～10の項目を評価する。

修正が必要な場合は適宜修正する。

津島保健所地域災害医療対策会議 様式一覧

様式番号	用 途	使用する関係機関等
様式 1	地域災害医療対策会議設置の周知	保健所 ⇒ 対策会議構成員
様式 2	地域災害医療対策会議設置報告	保健所 ⇒ 県災害医療調整本部
様式 3	医療圏内（病院）に関する情報提供様式	保健所 ⇒ 関係機関
様式 4	医療圏内（その他医療機関）に関する情報提供様式	保健所 ⇒ 関係機関
様式 5	医療機関の被害状況・稼働状況の報告、支援要請	圏内医療機関 ⇒ 保健所
様式 6	医療救護所の状況報告、医療救護班の支援要請	市町村（医療救護所）⇒ 保健所
様式 7	避難所避難者の状況報告、医療救護班の支援要請	市町村 ⇒ 保健所
様式 8	情報提供及び支援要請等	関係機関 ⇒ 保健所
様式 9	医療救護班等配置調整結果周知	保健所 ⇒ 市町村
様式 10	支援要請と対応状況	保健所 ⇒ 関係機関
様式 11	医療機関稼働状況報告・要請	保健所 ⇒ 県災害医療調整本部
様式 12	医療救護班活動状況報告・要請	保健所 ⇒ 県災害医療調整本部
参考様式 ※各マニュアル等の様式	医薬品等の供給要請 (FAX送受信)	市町村 ⇒ 保健所 ⇒ 県災害医療調整本部 医療機関
	(災害時における医薬品等供給マニュアルの様式) (電話送受信)	
	(電子メール送受信)	
	DPA T派遣要請 (災害時心のケア活動の手引き 様式2)	市町村 ⇒ 保健所 ⇒ 県災害医療調整本部
DPA T派遣要請 (災害時心のケア活動の手引き 様式3)	保健所 ⇒ 県災害医療調整本部	
保健師の応援・派遣 (愛知県災害時保健師活動マニュアル 様式A)	市町村 ⇒ 保健所 ⇒ 県災害医療調整本部	

送 信 票

津島保健所地域災害医療対策会議の設置及び参集について

発信日時：平成 年 月 日 () 時 分

地域災害医療部会構成員

(地域災害医療コーディネーター、三師会) の皆様へ

○平成 年 月 日 () 時 分、_____を震源とした
南海トラフ巨大地震（最大震度 ）が発生しました。

○津島保健所では、地域災害医療対策会議を 月 日 時 分、
津島保健所に設置しました。別紙にて参集の予定等を御連絡ください。

○津島保健所災害時連絡先一覧

電話	0567-26-4137		
ファックス	0567-28-6891		
パソコンメール	tsushima-hc@pref.aichi.lg.jp		
防災無線電話	無線発信番号-8103-31		
防災無線ファックス	無線発信番号-8103-11		
防災 Web メール	tsushima-hc@bousai.pref.aichi.jp		
パソコンメール（災害時優先）	aichiqq80009@aichi.qq-net.jp		
携帯電話（災害時優先）	090-5006-8604		
携帯メール（災害時優先）	aichiqqmobile09050068604@docomo.ne.jp		
衛星電話（ワイドスターII）	090-9023-6492		
衛星電話（BGAN エクスプローラー700：インマルサット）	010 - 870 - 772581769		
電話番号	国際電話 認識番号	インマルサット アクセス番号	電話番号
ファックス番号	782501769		

津島保健所地域災害医療対策会議

送 信 票

発信者 所属（ _____ ）

氏名（ _____ ）

発信日時：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

■津島保健所地域災害医療対策会議に参加できますか。

- ①参加できる ②参加できない

■参加できない方は、いつ頃でしたら参加できますか。（予定でお答えください）

- ①（ _____ ）頃 ②参加はできない

■貴施設の被災状況について

- 【建物】 ①被害あり、業務不可能 ②被害あり、業務可能 ③被害なし

特記事項

- 【職員】 ①被害あり、業務不可能 ②被害あり、業務可能 ③被害なし

特記事項

【周辺の被害状況、その他連絡事項等】

【使用可能な通信手段、今後の連絡先等】

津島保健所地域災害医療対策会議

送 信 票

津島保健所地域災害医療対策会議の設置について

発信日時：平成 年 月 日 () 時 分

地域災害医療部会構成員（管内市町村、管内消防機関、海部県民センター）の皆様へ

- 平成 年 月 日 () 時 分、_____を震源とした南海トラフ巨大地震（最大震度 _____）が発生しました。津島保健所では、津島保健所地域災害医療対策会議を _____月 _____日 _____時 _____分、津島保健所に設置しました。
- 市町村におかれましては、被災状況とともに救護所の設置状況等について、県防災情報システムへの入力をお願いします。また、救護所及び避難所等の状況について、津島保健所地域災害医療対策会議の様式 6 及び様式 7 により定期的に報告をお願いします。
- 保健所からの情報発信は、固定電話、固定ファックス等が復旧するまでは、県防災情報システムの Web メールで行いますので、定期的に確認をお願いします。（市町村、海部県民センターへは防災グループウェアへも活用します）情報発信の方法を変更する際は、改めて連絡をさせていただきます。
- 皆さまの活動の中で把握した医療に関する情報は、会議様式 8 により提供をお願いします。
- 津島保健所災害時連絡先一覧

電話	0567-26-4137		
ファックス	0567-28-6891		
パソコンメール	tsushima-hc@pref.aichi.lg.jp		
防災無線電話	無線発信番号-8103-31		
防災無線ファックス	無線発信番号-8103-11		
防災 Web メール	tsushima-hc@bousai.pref.aichi.jp		
パソコンメール（災害時優先）	aichiqq80009@aichi.qq-net.jp		
携帯電話（災害時優先）	090-5006-8604		
携帯メール（災害時優先）	aichiqqmobile09050068604@docomo.ne.jp		
衛星電話（ワイドスターⅡ）	090-9023-6492		
衛星電話（BGAN エクスプローラー700：インマルサット）	010 - 870 - 772581769		
電話番号	国際電話 認識番号	インマルサット 識別番号	電話番号
ファックス番号	782501769		

次回情報発信予定 月 日 時頃

津島保健所地域災害医療対策会議

(地域災害医療対策会議→災害医療調整本部)

地域災害医療対策会議設置状況報告 様式

年 月 日 時刻 (:) 現在

地域災害医療対策会議名	津島保健所地域災害医療対策会議
設置日時	平成 年 月 日 時 分
設置場所及びその被災状況	
報告者 職・氏名	
利用可能な通信ツール 及び連絡先	
参集状況	
活動状況	
把握した情報	
今後の活動予定	
その他 (必要な支援等)	

(返信不要) 送 信 票

発信日時：平成 年 月 日 () 時 分

件名：海部医療圏内の病院の状況（第 報）（ 月 日 時現在）について

地域災害医療部会構成員・関係機関の皆様へ

○平成 年 月 日 () 時現在、津島保健所地域災害医療対策会議が把握している海部医療圏内の病院の診療等の状況は下記のとおりです。（送信枚数 枚）

1 病院の診療等の状況

医療機関名	手術可否	人工透析可否	受入可能患者数 (人)						外来受付状況	その他 (アクセス状況等)
			重症(赤)	中等症(黄)	使用患者	人工呼吸	酸素	担送		
厚生連 海南病院										
津島市民 病院										
あま市民 病院										
安藤 病院										

医療機関名	手術可否	人工透析可否	受入可能患者数（人）						外来受付状況	その他 (アクセス状況等)
			重症(赤)	中等症(黄)	人工呼吸	酸素	担送	護送		
津島中央病院										
津島リハ病院										
偕行会リハ病院										
かにえ温泉病院										
七宝病院										
好生館病院										
舟入病院										

津島保健所地域災害医療対策会議

(返信不要) 送 信 票

発信日時：平成 年 月 日 () 時 分

件名：圏内の医療機関等の状況（第 報）（ 月 日 時現在）について

地域災害医療部会構成員・関係機関の皆様へ

○平成 年 月 日 () 時現在、津島保健所地域災害医療対策会議が把握している海部医療圏内の医療機関等の状況は下記のとおりです。（送信枚数 枚）

1 圏内の医療機関の診療等の状況

医療機関名	手術可否	分娩可否	人工透析可否	受入可能患者数（人）			外来受付状況	その他 (アクセス状況等)
				中等症(黄)	軽症(黄)	受け入れ可能な患者の条件		

医療機関名	手術可否	分娩可否	人工透析可否	受入可能患者数（人）			外来受付状況	その他 （アクセス状況等）
				中等症（黄）	軽症（黄）	受け入れ可能な患者の条件		

津島保健所地域災害医療対策会議

(返信不要) 送 信 票

発信日時：平成 年 月 日 () 時 分

件名：海部医療圏内の被害・復旧状況等 (月 日 時現在) について

地域災害医療部会構成員・関係機関の皆様へ

○平成 年 月 日 () 時現在、津島保健所地域災害医療対策会議が把握している海部医療圏内の被害状況等は下記のとおりです。(送信枚数 枚)

1 人的被害の状況 (人)

	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村
死者							
行方不明者							
重傷者							
軽傷者							

2 道路・橋梁の被害・復旧状況等

発生場所	被害状況	う回路	解除見込み日時	解除日時

3 電気・ガス・通信の被害・復旧状況等

種別	発生場所	復旧見込み日時	復旧日時

4 公共施設の被害・復旧状況等

発生場所	被害程度	復旧見込み日時	その他参考事項

津島保健所地域災害医療対策会議

(送信票不要) 津島保健所宛て 0567-28-6891

発信日時：平成 年 月 日 () 時 分
 発信者所属： 連絡可能な連絡先(電話番号)
 氏 名：
 件 名：診療機能等の状況について(第 報)(月 日 時現在)

1 建物・医療機器等の被害状況

施設の倒壊・倒壊の恐れ	無	有(場所)
その他建物の被害	無	有(内容)
医療機器の被害	無	有(内容・復旧見込み)

2 ライフライン等の状況

電気	停電	発電機使用	正常		残り(発電機使用中の場合)	半日	1日	2日以上
水道	枯渇	井戸使用	貯水・給水対応	正常	残り(給水等対応の場合)	半日	1日	2日以上
医療ガス	枯渇	供給見込みなし	供給見込みあり		残り(供給見込みなしの場合)	半日	1日	2日以上
水	枯渇	備蓄で対応	供給あり		残り(備蓄の場合)	半日	1日	2日以上
食糧	枯渇	備蓄で対応	供給あり		残り(備蓄の場合)	半日	1日	2日以上
医薬品	枯渇	備蓄で対応	供給あり		残り(備蓄の場合)	半日	1日	2日以上
医療材料	枯渇	備蓄で対応	供給あり		残り(備蓄の場合)	半日	1日	2日以上

※不足している医薬品・医療材料

--

3 診療機能

(1) 手術(可・否) (2) 人工透析(可・否) (3) 分娩(可・否)

4 外来受付状況及び受付時間

(1) 受付不可 (2) 救急のみ(受付時間)
 (3) 受付可(受付時間)

5 転送が必要な患者及び受け入れ可能な患者について

	重傷(症)	中等傷(症)	軽傷(症)	人工透析	分娩	その他特記事項
現在患者数	人	人	人	人	人	
要転送患者数	人	人	人	人	人	
受入可能患者数	人	人	人	人	人	

6 出勤職員数及び応援の必要な職種・人数

	医師	看護師	薬剤師	事務	その他
出勤職員数	人	人	人	人	人
応援必要数	人	人	人	人	必要な職種・人数

7 施設周辺の道路被害状況、有効な通信手段、応援要請等連絡事項を記入してください

--

地域災害医療対策会議記入欄 - 記入しないでください- (レ点または○でチェック)

対応状況	議長への報告	ホワイトボード板書	医療調整	調整担当	発信元への伝達	担当者
			要・否	本部・地域会議	/ 時 分	

(送信票不要) 津島保健所宛て

発信日時：平成 年 月 日 () 時 分
発信者所属： _____
担当者氏名： _____ (連絡先 _____)
件 名：救護所等の状況について (第 報) (月 日 時現在)

1 救護所の設置状況について (第1報のみ記載。但し、防災情報システムに入力済の場合は記入不要)

救護所名・設置場所	_____
救護所設置日時	_____

2 ライフライン等の状況

電気	停電	発電機使用	残り (発電機使用中の場合)	半日	1日	2日以上	正常
水道	枯渇	貯水・給水対応	残り (給水等対応の場合)	半日	1日	2日以上	正常
飲料水	枯渇	備蓄で対応	残り (備蓄の場合)	半日	1日	2日以上	供給あり
食糧	枯渇	備蓄で対応	残り (備蓄の場合)	半日	1日	2日以上	供給あり
医薬品	枯渇	備蓄で対応	残り (備蓄の場合)	半日	1日	2日以上	供給あり
医療材料	枯渇	備蓄で対応	残り (備蓄の場合)	半日	1日	2日以上	供給あり

※不足している医薬品・医療材料がある場合は、災害時における医薬品等供給マニュアル【暫定版】に従って、供給依頼等を行ってください。

3 救護所受付時間帯 (時 分 ~ 時 分)

4 現在の医療救護所従事者数

従事職員	医師	保健師	看護師	薬剤師	事務	その他
市町村職員	/	人	人	人	人	人
地元医師会、薬剤師会からの派遣	人	/	人	人	人	人
派遣チーム (チーム)	人	/	人	人	人	人

5 受診者の状況について

	重傷 (症)	中等傷 (症)	軽傷 (症)	人工透析	妊婦・分娩	その他
受診者延数 (先回報告後)	人	人	人	人	人	
搬送患者数 (先回報告後)	人	人	人	人	人	

6 医療救護班の派遣要望

従事職員	医師	看護師	薬剤師	事務	その他
医療従事者の不足数	人	人	人	人	人
派遣チームの必要数	チーム (派遣に関する特記事項 _____)				

7 施設周辺の道路被害状況、有効な通信手段、応援要請等、その他要望事項等を記入してください

地域災害医療対策会議記入欄 - 記入しないでください (レ点または○でチェック)

対応状況	議長への報告	ホワイトボード板書	医療調整	調整担当	発信元への伝達	担当者
			要・否	本部・地域会議	/ 時 分	

(送信票不要)

発信日時：平成 年 月 日 () 時 分
 発信者所属： 氏名： (連絡先)
 件名：避難所避難者の状況について (第 報) (月 日) (送信枚数)

避難所避難者の状況 (愛知県災害時保健師活動マニュアルの避難所日報様式をもとに市町村で集約し把握分を報告)

避難所名		合計							
ライフライン	電気 (○か×)	/							
	水道 (○か×)								
	ガス (○か×)								
避難者数 (人)									
配慮を要する人	高齢者 65歳以上								
	要介護者								
	妊産婦								
	受診困難者								
	乳児								
	幼児・児童								
	身体障害児								
	知的障害児								
	発達障害児								
	障害者								
	身体障害者								
	知的障害者								
	発達障害者								
	精神障害者								
難病患者									
在宅酸素療養者									
人工透析者									
アレルギー疾患児・者									
服薬者	服薬者								
	高血圧治療薬								
	糖尿病治療薬								
	向精神薬								
医療提供	避難所内救護所	/	有・無						
	巡回診療		有・無						
	地域医師との連携		有・無						
医療対応 (いずれかに○)	市町村内で調整可能 ・ 医療チーム派遣を要望する その他特記事項 ()								

地域災害医療対策会議記入欄 - 記入しないでください (レ点または○でチェック)

対応状況	議長への報告	ホワイトボード板書	医療調整	調整担当	発信元への伝達	担当者
			要・否	本部・地域会議	/ 時 分	

(送信票不要) 津島保健所宛て

発信日時：平成	年	月	日 ()	時	分			
発信者所属：	氏名：	(連絡先)						
件名：情報提供・要請		(第	報)	(月	日	時	分)

情報の内容

情報の種類 (いずれかに○)	人的被害 津波	住家被害 医療	河川 物資	土砂災害 ライフライン	道路状況 その他 ()	火災	浸水被害
情報の内容	発生日時						
	場 所						
	【情報の詳細】						
要請内容							

※電話連絡等の場合は、聞き取り用紙として使用

地域災害医療対策会議記入欄 — 記入しないでください —

(レ点または○でチェック)

対応 状況	議長への報告	ホワイトボード板書	医療調整	調整担当	発信元への伝達	担当者
			要 ・ 否	本部・地域会議	/ 時 分	

(返信不要) 送 信 票

発信日時：平成 年 月 日 () 時 分

件名：要請等事項への調整・対応状況について (第 報)

地域災害医療部会構成員・関係機関の皆様へ

○要請のあった事項について、現在の対応状況です。その結果は下記のとおりです。引き続き、医療救護所・避難所等での医療提供の状況等について情報提供をお願いします。

要請元	要請内容	調整・対応状況 (担当者)

津島保健所地域災害医療対策会議

(地域災害医療対策会議→災害医療調整本部)

医療機関稼働状況報告 様式

年 月 日 時刻 (:) 現在

報告者

地域災害医療対策会議名	津島保健所地域災害医療対策会議
職・氏名	
連絡先	

1 管内医療機関（災害拠点病院を除く病院）状況

病院数	把握病院数	支援要病院数	必要な支援の内容						
			倒壊・破損の恐れ	可・不足	ライフライン・サプライの使用不可	患者受入困難	職員の不足	転送要患者有	その他
9									

2 支援の必要な病院の状況

病院名	支援の必要な内容																		
	倒壊・破損の恐れのある施設・箇所				ライフライン・サプライ				患者受入困難		職員の不足	転送要患者有				その他			
	入院棟	救急外来	一般外来	手術室	電気	水道	医療ガス	食糧	医薬品	受け入れた患者数	在院患者数	出勤職員数	重症	中等症	人工呼吸	酸素	担送	護送	特記事項

(地域災害医療対策会議→災害医療調整本部)

医療救護班活動状況報告 様式

年 月 日 時刻 (:) 現在

報告者

地域災害医療対策会議名	津島保健所地域災害医療対策会議
職・氏名	
連絡先	

1 医療救護班活動状況

市町村	活動場所	活動内容	救護班の属性							活動期間 (予定)
			救護班 の派遣元	チーム名	人数	内訳				
						医師	看護師	薬剤師	その他	
津島市										
愛西市										
弥富市										
あま市										
大治町										
蟹江町										
飛島村										

2 医療救護班の派遣要望

市町村	チーム数	活動場所	活動内容 (医療ニーズ)	派遣に関する特記事項

様式1-1 (FAX送受信)

A	(発信)平成 年 月 日 時 分	⇒ 要請	(受信) 月 日 時 分
	(発信医療機関名)		宛先 市町村長様
	TEL () FAX ()		
B	(発信)平成 年 月 日 時 分	⇒ 要請	(受信) 月 日 時 分
	(発信市町村名又は災害拠点病院名)		宛先 保健所 (地域災害医療対策会議) 殿
	TEL () FAX ()		
C①	(発信)平成 年 月 日 時 分	⇒ 要請	(受信) 月 日 時 分
	(発信保健所名)		宛先 医薬品等販売業者 様
	携帯 TEL FAX		
C② (※①が不能の場合)			
	(発信)平成 年 月 日 時 分	⇒ 要請	(受信) 月 日 時 分
	(発信保健所名)		宛先 県災害医療調整本部 (医薬安全課)
	携帯 TEL FAX		
D	(発信)平成 年 月 日 時 分	⇒ 要請	(受信) 月 日 時 分
	(発信)愛知県災害医療調整本部 (愛知県健康福祉部健康担当局医薬安全課)		宛先 医薬品・衛生材料 医療ガス・医療機器 歯科材料 様
	携帯 090-8677-0102 TEL 052-954-6303 FAX 052-953-7149		

次のとおり、医薬品等の供給を要請・指示します。

納入先	名称			
	所在地			
	連絡先	()	担当者	
代金請求区分	ア 要請市町村 イ 納入先へ直接 ウ その他 ()			
供給要請医薬品等	品目名称 (備蓄品目にあつてはセット番号、又は個別の品名)		数量	備考

様式1-2 (電話送受信用)

発信者 氏名	TEL ()	受信日時	平成 年 月 日	受信者
	FAX ()		午前・午後 時 分	

医薬品等の供給要請内容

納入先	名称			
	所在地			
	連絡先	()	担当者	
代金請求区分	ア 要請市町村 イ 納入先へ直接 ウ その他 ()			
供給要 請医薬 品等	品目名称 <small>(備蓄品目にあつてはセット番号、又は個別の品名)</small>		数量	備考

処 理 状 況	月 日 時 分 へ要請・指示済み	担当者
------------------	---------------------	-----

様式1-2 (電子メール送信用)

件名：医薬品等の供給要請内容

納入先の名称：

納入先所在地：

納入先担当者：

納入先連絡先： (電話・FAX・メールアドレス等)

代金請求区分：

供給要請医薬品等：

(セット番号 又は 医薬品等の品名) , (数量) , (備考(必要に応じて記入))

<以下、繰り返し>

発信元の名称：

発信元所在地：

発信元担当者：

発信元連絡先： (電話・FAX・メールアドレス等)

市町村→保健所→県こころの健康推進室

保健所使用欄
No.

様式2

〇〇 第 号
平成 年 月 日

愛知県健康福祉部保健医療局長殿

〇〇市町村長

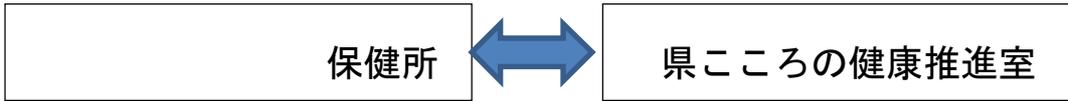
心のケア対策(DPAT)の要請について

災害時における心のケア対策の実施について、下記のとおり要請します。

記

- 1 災害発生日時 平成 年 月 日
- 2 被災状況
- 3 被災地域
- 4 支援希望内容
- 5 DPAT派遣希望地（避難所名等）
- 6 その他

担当
連絡先



担当名

電話番号

FAX番号

送信時間 AM _____ AM _____
 : _____ : _____
 PM _____ PM _____

送信枚数 _____ 枚 _____ 枚

要請
 心のケア対策(DPAT)の _____ について
 派遣決定

災害時における心のケア対策の実施について、下記のとおり _____ 要請
 _____ します。
 派遣決定

記

No. *	所属名	要請チーム数 **	派遣決定チーム名 (推進室使用欄) 保健所では記載しないでください。
例 1	〇〇市	2チーム	〇〇県DPAT
例 2	〇〇病院	1チーム	△△府DPAT
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			

* 該当する精神科病院または市町村から提出された様式1または様式2を添付し、枠外に該当のNo.を記載すること。

** 保健所として要請したいDPATチーム数を記載すること。

津島保健所災害時連絡先

通 信 手 段	番 号 等			
電話	0 5 6 7 - 2 6 - 4 1 3 7			
ファックス	0 5 6 7 - 2 8 - 6 8 9 1			
パソコンメール	tsushima-hc@pref.aichi.lg.jp			
防災無線電話	無線発信番号-8 1 0 3 - 3 1			
防災無線ファックス	無線発信番号-8 1 0 3 - 1 1			
防災 Web メール	tsushima-hc@bousai.pref.aichi.jp			
パソコンメール（災害時優先）	aichiqq80009@aichi.qq-net.jp			
携帯電話（災害時優先）	0 9 0 - 5 0 0 6 - 8 6 0 4			
携帯メール（災害時優先）	aichiqqmobile09050068604@docomo.ne.jp			
衛星電話（ワイドスターⅡ）	0 9 0 - 9 0 2 3 - 6 4 9 2			
衛星電話（BGAN エクスプローラー700：インマルサット）				
電話番号	0 1 0 - 8 7 0 - 7 7 2 5 8 1 7 6 9			
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">国際電話 認識番号</td> <td style="padding: 2px;">インマルサット アクセス番号</td> <td style="padding: 2px;">電話番号</td> </tr> </table>	国際電話 認識番号	インマルサット アクセス番号	電話番号
国際電話 認識番号	インマルサット アクセス番号	電話番号		
ISDN 番号	7 8 2 4 9 1 7 6 9			
ファックス番号	7 8 2 5 0 1 7 6 9			

県災害医療調整本部連絡先

災害情報センター内（自治センター6F）災害医療調整本部（応急医療PT）

※災害情報センターが開設されている場合のみ

通 信 手 段	番 号 等	
電話	052-961-2111（県庁代表）	
災害情報センター（NTT）	052-971-7106	
ファックス（NTT） 災害情報センター共用	052-971-7103	
防災無線電話	無線発信番号-600-5345 無線発信番号-600-5346	
防災無線ファックス	地上系	無線発信番号-600-1514
	衛星系	無線発信番号-600-1310
防災 Web メール	okyuiryo_pt@bousai2.pref.aichi.jp	
衛星電話（ワイドスターII）	080-2628-1052	

○災害医療調整本部の近隣PTへのNTT電話

- ・総括班 052-971-7105
- ・広報班 052-971-7104

県尾張方面本部海部支部連絡先

海部県民センター内（海部総合庁舎2F）

※災害対策センター室海部分室が開設されている場合のみ。

通 信 手 段	番 号 等	
電話	0567-24-2111（代表）	
ファックス（NTT）	0567-26-0729	
	0567-26-4866	
防災無線電話	無線専用	無線発信番号-603-1101
	内 線	無線発信番号-603-2-内線番号 総括班612、613 総務班614 情報班607～611 連絡員617
防災無線ファックス	無線発信番号-603-1150	
防災 Web メール	ama-jimusho@bousai.pref.aichi.jp	

1 市町村 (医療情報等連絡先)

平成28年1月作成

市町村	優先	送受信方法	番号等	送受信担当
津島市	1	電話	0567-24-1111	地域安全課
	2	ファックス	0567-24-1791	地域安全課
	3	一般PCメールアドレス	anzen@city.tsushima.lg.jp	地域安全課
	4	防災無線電話	8-708-2322	地域安全課
	5	防災無線ファックス	8-708-1150	地域安全課
	6	防災Webメール	tsushima-city@bousai.pref.aichi.jp	地域安全課
		電話	0567-23-1551	健康推進課
		ファックス	0567-24-4354	健康推進課
		衛星電話	080-8269-8761	地域安全課
		衛星電話	080-8269-8762	健康推進課
愛西市	1	電話	0567-24-9731	健康推進課
	2	ファックス	0567-24-9735	健康推進課
	3	一般PCメールアドレス	kenko@city.aisai.lg.jp	健康推進課
	4	防災無線電話	8-753-511~514	安全対策課
	5	防災無線ファックス	8-753-1150	安全対策課
		防災Webメール	saya-town@bousai.pref.aichi.jp	安全対策課
弥富市	1	電話(市役所代表)	0567-65-1111	災害対策本部または危機管理課
	2	ファックス	0567-67-4011	災害対策本部または危機管理課
	3	一般PCメールアドレス	kikikanri@city.yatomi.lg.jp	危機管理課
	4	防災無線電話	8-752-1400	災害対策本部または危機管理課
	5	防災無線ファックス	8-752-1150	災害対策本部または危機管理課
	6	防災Webメール	yatomi-town@bousai.pref.aichi.jp	災害対策本部または危機管理課
		ファックス	0567-65-4300	健康推進課
あま市	1	電話	052-444-0862	安全安心課
	2	ファックス	052-441-8330	安全安心課
	3	一般PCメールアドレス	shobo@city.ama.lg.jp	安全安心課
	4	防災無線電話	8-746-2222~2224	安全安心課
	5	防災無線ファックス	8-746-1150	安全安心課
		電話	052-443-0005	健康推進課
		ファックス	052-443-5461	健康推進課
		防災Webメール	miwa-town@bousai.pref.aichi.jp	安全安心課
大治町	1	電話	052-444-2711	総務課
	2	ファックス	052-443-4468	総務課
	3	防災無線電話	8-748-2-151~152	総務課
	4	防災無線ファックス	8-748-1150	総務課
	5	一般PCメールアドレス	somuka@town.oharu.lg.jp	総務課
		電話	052-444-2714	保健センター
		ファックス	052-462-0086	保健センター
		防災Webメール	oharu-town@bousai.pref.aichi.jp	総務課
		衛星電話	080-8260-1948	
蟹江町	1	防災無線ファックス	8-749-1150	総務部安心安全課
	2	防災無線電話	8-749-2-111	総務部安心安全課
	3	ファックス	0567-95-9188	総務部安心安全課
	4	電話	0567-95-1111	総務部安心安全課
	5	一般PCメールアドレス	anshin@town.kanie.lg.jp	総務部安心安全課
		電話	0567-96-5711	健康推進課
		ファックス	0567-96-5251	健康推進課
		防災Webメール	kanie-town@bousai.pref.aichi.jp	総務部安心安全課
		衛星電話	010-870-77-630-4422	総務部安心安全課
飛島村	1	電話	0567-52-1231	総務課
	2	ファックス	0567-52-2320	総務課
	3	一般PCメールアドレス	tb-soumu@vill.tobishima.lg.jp	総務課
	4	防災無線電話	8-751-2-126	総務課
	5	防災無線ファックス	8-751-1150	総務課
		防災Webメール	tobishima-vill@bousai.pref.aichi.jp	総務課
		電話	0567-52-1001	保健福祉課
		ファックス	0567-52-1009	保健福祉課

関係機関連絡先一覧

2 災害拠点病院・公的病院

平成28年1月作成

	通信手段	番号等	送受信担当
厚生連 海南病院	電話	0567-65-2511	総務課(交換手)
	ファックス	0567-67-3697	総務課(交換手)
	携帯電話(災害時優先)	090-5006-8553	施設課
	携帯電話(災害時優先)	090-5006-8554	施設課
	災害時優先メール	wdsqq1230003022-01@docomo.ne.jp	施設課
	災害時優先メール	wdsqq1230003022-02@docomo.ne.jp	施設課
津島 市民病院	電話	0567-28-5151	管理課
	ファックス	0567-28-5053	管理課
	一般パソコンメール	tsmhp@tsushimacity-hp.jp	管理課
	携帯電話(災害時優先)	090-8674-5070	管理課
	携帯電話(災害時優先)	090-6763-2798	医事課
	衛星電話(ワイドスターⅡ)	080-8261-1779	管理課
あま 市民病院	電話	052-444-0050	管理課
	ファックス	052-444-0064	管理課
	一般パソコンメール	kanrika@city-ama-hosp.jp	管理課

3 三師会

	通信手段	番号等	送受信担当
津島市 医師会	電話	0567-24-7600	事務局
	ファックス	0567-24-7522	
	一般パソコンメール	tusima@ruby.ocn.ne.jp	
	衛星電話	080-8269-8763	
海部 医師会	電話	0567-25-5752	事務局
	ファックス	0567-24-3458	
	一般パソコンメール	ama5752@siren.ocn.ne.jp	
津島市 歯科医師会	携帯電話(災害時優先)	080-4436-2270	
海部 歯科医師会	携帯電話(災害時優先)	080-4427-3266	
津島海部 薬剤師会	電話	0567-25-5897	事務局
	ファックス	0567-25-5317	
	一般パソコンメール	info@tapharm.jp	

4 警察

		番号等
津島警察署	電話	0567-24-0110(代表)
蟹江警察署	電話	0567-95-0110(代表)

5 消防機関

平成28年1月作成

	通信手段	番号等	送受信担当
津島消防本部	電話	0567-23-0119	警防通信G
	ファックス	0567-28-3341	警防通信G
	一般PCメールアドレス	tsuushin@city.tsushima.lg.jp	警防通信G
	防災無線電話	8-8306-31	警防通信G
	防災無線ファックス	8306-11	警防通信G
	防災Webメール	tsushima-shobo@bosai.pref.aichi.jp	
	携帯電話	090-3253-4916	消防署
	衛星電話(ワイドスターII)	080-1616-7001	消防G
愛西市消防本部	電話	0567-26-1100	警備課(受付係)
	ファックス	0567-26-1347	警備課(受付係)
	一般PCメールアドレス	syobo-honbu@city.aisai.lg.jp	警備課(受付係)
	防災無線電話	8-8337-31	警備課(受付係)
	防災無線ファックス	8337-11	警備課(受付係)
	防災Webメール	amasei-shobo@bousai.pref.aichi.jp	警備課(受付係)
	携帯電話	080-1623-2590	警備課(受付係)
	衛星電話(イリジウム)	8816-234-17464 8816-234-17465	警備課(受付係) 警備課(受付係)
蟹江町消防本部	電話	0567-95-5121	消防課通信係
	ファックス	0567-96-6369	消防課通信係
	一般PCメールアドレス	shobohon@town.kanie.lg.jp	消防本部総務課
	防災無線電話	8-8329-31	消防本部総務課
	防災無線ファックス	8329-11	消防課通信係
	防災Webメール	kanie-shobo@bousai.pref.aichi.jp	
	携帯電話	090-1629-7382	消防課消防係
	衛星電話(イリジウム)	8707-767-46855	消防本部総務課
海部東部消防組合	電話	052-442-0119	海部東部消防組合消防本部指令室
	ファックス	052-442-3180	海部東部消防組合消防本部指令室
	一般PCメールアドレス	honbu@amatobu-119.jp	海部東部消防組合消防本部指令室
	防災無線電話	8-8336-31	海部東部消防組合消防本部指令室
	防災無線ファックス	8336-11	海部東部消防組合消防本部指令室
	防災Webメール	amatou-shobo@bousai.pref.aichi.jp	海部東部消防組合消防本部指令室
	携帯電話	090-5006-8587	海部東部消防組合消防本部指令室
	衛星電話(イリジウム)	8816-234-30574	海部東部消防組合消防本部指令室
海部南部消防組合	電話	0567-52-0119	消防署通信指令室(通信員)
	ファックス	0567-52-3114	消防署通信指令室(通信員)
	一般PCメールアドレス	amanambu@jasmine.ocn.ne.jp	消防署通信指令室(通信員)
	防災無線電話	8-8338-31	消防署通信指令室(通信員)
	防災無線ファックス	8338-11	消防署通信指令室(通信員)
	防災Webメール	amanan-shobo@bousai.pref.aichi.jp	
	携帯電話	090-3381-9701	消防署通信指令室(通信員)
	衛星電話(イリジウム)	8816-2341-3915	消防本部消防課(消防課員)

【圏内医療機関一覧】（平成28年1月末現在）

1 病院

病 院 名	所 在 地	病床数	電話番号
			F A X 番号
津島市民病院（災害拠点病院）	津島市橘町 3-73	440	0567-28-5151
			0567-28-5053
医療法人三善会 津島中央病院	津島市葉苺町字綿掛 63	150	0567-24-0111
			0567-24-0101
津島リハビリテーション病院	津島市南新開町 1-114	61	0567-23-0120
			0567-23-0061
医療法人宏徳会 安藤病院	津島市唐臼町半池 72-1	220	0567-31-4070
			0567-32-1482
厚生連 海南病院（災害拠点病院）	弥富市前ヶ須町南本田 396	540	0567-65-2511
			0567-67-3697
偕行会リハビリテーション病院	弥富市神戸 5-20	120	0567-52-3883
			0567-52-3885
あま市民病院	あま市甚目寺蛙田 1 番地	199	052-444-0050
			052-444-0064
医療法人宝会 七宝病院	あま市七宝町下田矢倉下 1432	190	052-443-7800
			052-443-7997
医療法人和合会 好生館病院	あま市上萱津西ノ川 8	296	052-444-3188
			052-444-3190
医療法人尾張温泉 かにえ病院	蟹江町大字西之森字長瀬下 65-14	104	0567-96-2000
			0567-96-3701
船入病院	蟹江町宝 1-596	71	0567-95-1285
			0567-95-9552+

2 透析医療機関

病 院 名	所 在 地	透 析 ベット数	電話番号
			F A X 番号
津島市民病院（災害拠点病院）	津島市橘町 3-73	13	0567-28-5151
			0567-28-5053
厚生連 海南病院（災害拠点病院）	弥富市前ヶ須町南本田 396	32	0567-65-2511
			0567-67-3697
偕行会リハビリテーション病院	弥富市神戸 5-20	60	0567-52-3883
			0567-52-3885
医療法人佳信会 クリニックつしま	津島市百島町字黒仏 2	47	0567-28-7111
			0567-28-5250
たやす腎クリニック	津島市愛宕町 4-52-1	43	0567-28-3711
			0567-28-3713
医療法人佳信会 あすかクリニック愛西	愛西市山路町西新田 20	45	0567-24-1314
			0567-24-0651
海部共立クリニック	弥富市佐古木 2-280-1	62	0567-65-1171
			0567-65-3853
医療法人佳信会 桜セントラルクリニック	弥富市平島中 3-33	54	0567-64-1011
			0567-64-1012
医療法人佳信会 あすかクリニック	あま市七宝町沖之島西流 36	62	052-449-1681
			052-449-1727

3 分娩実施医療機関

病 院 名	所 在 地	病床数	電話番号
			F A X 番号
医療法人雄峰会 真野産婦人科	津島市大字津島字北新開 128-1	19	0567-26-4556
			0567-26-4748
大橋産婦人科クリニック	津島市埋田町 2-63	10	0567-26-7111
			0567-26-3700
貴子ウイメンズクリニック	津島市申塚町 1-122	15	0567-23-5786
			0567-23-5387
山本ウイメンズクリニック	愛西市大野町茶木 58	6	0567-33-1177
			0567-33-1176

4 精神科病院

病 院 名	所 在 地	病床数	電話番号
			F A X 番号
医療法人宝会 七宝病院	あま市七宝町下田矢倉下 1432	190	052-443-7800
			052-443-7997
医療法人和合会 好生館病院	あま市上萱津西ノ川 8	296	052-444-3188
			052-444-3190

5 有床診療所

病 院 名	所 在 地	病床数	電話番号
			F A X 番号
医療法人佳信会 クリニックつしま	津島市百島町字黒仏 2	17	0567-28-7111
			0567-28-5250
大鹿眼科	津島市東柳原町 4-27	1	0567-23-0900
			0567-23-2069
大橋眼科医院	津島市今市場町 1-10	6	0567-26-2029
			0567-25-8056
医療法人佳信会 あすかクリニック愛西	愛西市山路町西新田 20	19	0567-24-1314
			0567-24-0651
橘内科クリニック	愛西市大野町末 182	19	0567-32-0606
			0567-32-0661
かみ形成外科	愛西市西保町北川原 179-145	1	0567-22-2077
			0567-22-2177
こじま整形外科クリニック	愛西市内佐屋町西新田 81-1	8	0567-25-9911
			0567-25-9913
服部整形外科皮フ科	弥富市佐古木 3-292-1	18	0567-65-1200
			0567-67-4082
中村眼科	弥富市鯛浦町字車東 12	3	0567-67-5552
			0567-67-5558
野村胃腸科	弥富市子宝 2-105-4	19	0567-52-2526
			0567-52-2637
小野クリニック	あま市小路 3-9-6	3	052-445-2221
			052-445-7222
眼科池田クリニック	あま市坂牧坂塩 150	2	052-449-0077
			052-449-0078
医療法人こうのう内科	海部郡大治町大字長牧字浦畑 5-1	2	052-443-3631
			052-445-0388